

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年9月24日（金）午前10時 議場

出席委員（8名）

（委員長）矢田貝 香 織 （副委員長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 門 脇 一 男 土 光 均 戸 田 隆 次
前 原 茂 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【総合政策部】八幡部長

[地域振興課] 毛利課長

【市民生活部】永瀬部長

[市民課] 東森課長 高浦証明担当課長補佐

[生活年金課] 的早課長

[保険課] 森課長

[市民税課] 長谷川課長

[固定資産税課] 鈴木課長

[収税課] 影岡次長兼課長

[環境政策課] 藤岡次長兼課長 足立課長補佐兼環境計画担当課長補佐

大峯環境保全担当課長補佐

[クリーン推進課] 清水課長

【福祉保健部】大橋部長兼福祉政策課長

[福祉課] 橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 塚田次長兼課長 田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐

[長寿社会課] 足立課長 萩原課長補佐兼介護保険担当課長補佐

橋本課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 中本課長 渡部課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

【こども未来局】景山参事兼局長

[こども相談課] 瀬尻課長

[子育て支援課] 金川課長 松原課長補佐兼児童青少年担当課長補佐

大谷子育て政策担当課長補佐

【経済部】

[文化振興課] 原課長

[スポーツ振興課] 深田課長

【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

[教育総務課] 齋木教育企画室長 東森課長補佐兼学校管理担当課長補佐

[学校教育課] 西村課長 住田学務担当課長補佐 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐

乗本課長補佐兼人権教育担当課長補佐 西山担当課長補佐
[生涯学習課] 木下課長 木嶋生涯学習担当課長補佐 矢木図書館長
[学校給食課] 伊藤課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍聴者

安達議員 稲田議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 田村議員 又野議員
三嶋議員 渡辺議員
報道関係者 2人 一般 1人

審査事件及び結果

議案第 8 1 号 米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第 8 2 号 米子水鳥公園ネイチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定に
ついて [原案可決]
議案第 8 3 号 米子市立認定こども園条例の制定について [原案可決]
議案第 8 4 号 米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
[原案可決]
陳情第 9 4 号 海外出身の市民への新型コロナ・ワクチンなどの案内に関する陳情
[不採択]

報告案件

- ・令和 2 年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検・評価の報告について
[教育委員会]
- ・「地域共生社会」に向けた取組の検討状況について [教育委員会・総合政策部]
- ・ヌカカ発生抑制対策事業について [市民生活部]

協議案件

- ・民生教育委員会の所管事務に係る調査研究について

~~~~~

### 午前 10 時 00 分 開会

○矢田貝委員長 ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

本日は、9 月 10 日の本会議で当委員会に付託されました議案 4 件、陳情 1 件について審査をいたします。また、3 件の報告を受けます。

初めに、陳情第 9 4 号、海外出身の市民への新型コロナ・ワクチンなどの案内に関する陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出者の長谷川悠治様に御出席いただいております。

早速、説明をいただきたいと思いますが、説明は分かりやすく簡潔でお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、長谷川様、お願いいたします。

○長谷川氏（参考人） おはようございます。長谷川と申します。お邪魔します。

今回、陳情のほうを出ささせていただきました。配付していただけてます資料のとおりなんですけれども、このたびのコロナ禍の中で、知人の海外出身の方ですとかが米子市や鳥取県からのコロナに関する助成金ですとかワクチンの案内等を郵送で受け取ったんですけれども、なかなかその内容が分からないということで、二、三件ちょっと相談がありました、一緒にワクチンの予約ですとかをしたことがありました。改めて思ったんですけれども、なかなかやっぱり日本語だけで、特にああいう文章で書いてあるものっていうのはやっぱり海外御出身の方は分かりにくいのかなと思ひまして、その辺りの分かりやすさですとか、分からない場合の相談のフォローですとかをより充実していただけたらなと思ひます。以上です。

**○矢田貝委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 長谷川様、本日はお忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。

1つお尋ねしたいと思います。二、三件、知人の方のコロナワクチンの予約をしてくださったということで、それもまたありがとうございます。具体的にどこが分からなかったとか、分かりづらかったということがあったか教えていただけますでしょうか。

**○矢田貝委員長** 長谷川様。

**○長谷川氏（参考人）** ありがとうございます。具体的な例なんですけれども、米子市からのワクチンの案内が、基礎疾患がある方とそれ以外の方ということで2通り分かれて案内が来たと思うんですけれども、まずそこの部分で基礎疾患がどういうことなのかっていうのが分からないっていうことと、あと、集団接種と個別接種、かかりつけの医院への接種の違いで、自分はそもそもどちらをすればいいのかということで、そのかかりつけ医っていうやっぱり言葉のニュアンスがそもそも通じない、分からないっていうことがあったみたいでして、その方の場合、具体的には、かかりつけ医の方がおられて、そのリストの中にもかかりつけの病院があったので、ここにありますよってことでお電話させてもらったから、もうそれだけですぐ済んだ話なんですけれども、やっぱりそこまでたどり着くのが分からなかったようです。私らは日常的にかかりつけ医と集団接種の違いっていうのは文章見れば大体は分かると思うんですけど、その辺の細かいニュアンスの違いが具体的には不明、分かりにくかったということでした。

**○伊藤委員** ありがとうございます。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 私も伊藤委員の質問とほぼかぶるのですが、どういう点が分かりにくかったかということで、今の御回答では、用紙が来て、例えば基礎疾患とか集団接種、個別接種、そういった言葉の意味、語句の意味がなかなかつかめないという回答だったと思うのですが、例えば言葉そのもの、つまり言語そのものが分からないからなかなか対応できない、そういうことまではないということでしょうか。

**○矢田貝委員長** 長谷川様。

**○長谷川氏（参考人）** 対応ができないということがどうかというよりは、やっぱり御本人はもちろんワクチンを受ける意思っていうのはあったようなんですけれども、受けるま

での予約の仕組みが分からないということでした。

**○矢田貝委員長** 土光委員。土光委員、マイクがちょっと高いみたいなので。

**○土光委員** そうですね。

ちょっと質問の仕方変えます。例えば、多分文書は日本語で来ると思うのですが、言葉そのものが読めない、理解できないからどうしていいか分からない、そういったケースもあるということでしょうか。

**○矢田貝委員長** 長谷川様。

**○長谷川氏（参考人）** 今回のケースはそのようなケースで、やっぱり言葉そのものが読めないということでした。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** この陳情書で、具体例として、予約の仕方が分からなかったので同席の上で予約を取った、これはどういう方法で、代理をする形でこの場合は予約を取ることができたということですか。どういう方法というのは、多分予約の方法で、文書で郵送と、それかネット上からもできたと思うのですが、この場合はどちらで予約が取れることができたということでしょうか。

**○矢田貝委員長** 長谷川様。

**○長谷川氏（参考人）** 今回の場合は、私のほうにお電話で御相談がありまして、ワクチンの案内だと思うんだけどもということ連絡がありまして、米子市からの案内を拝見したときに、かかりつけ医がある方はそちらの相談も可能ですし、集団接種の場合はこちらのコールセンターにということ記載がありまして、その方の場合はかかりつけ医がおられるということでしたので、そのかかりつけ医の名前をリストのほうから探してみましたら電話番号が出てましたので、こちらに電話してみたらどうですかということ、御本人に直接電話をしてもらって、そこはもう言葉のほうで電話の予約をした形になってきます、かかりつけ医に。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 陳情の要旨で、要は日本語が不得手な海外出身の市民が分かりやすいものにしてほしいということで、具体的に行政にどういったことを求めているのか、どういったことをしてほしいかということを確認したいんですが、今の話で、例えば、日本語はある程度日常的には読めたり書けたりするけど、基礎疾患とか集団接種とかそういう用語がちゃんといま一步理解できないというケースだったら、それを聞く窓口があればある程度解消するのではないかと思うんです、だから、そういう窓口の設置。それから、例えば言葉そのものが日本語で来たって読めないというケースだったとすると、行政は日本語以外で案内というのでも検討する必要があるのかなというふうに思うのですが、その辺は実際どこまでどういうふうに行行政が対応すれば、市民が分かりやすいものになると思いますか。

**○矢田貝委員長** 長谷川様。

**○長谷川氏（参考人）** これは全く個人的な考えなんですけれども、まずやっぱり御本人が希望する場合、もしくは海外国籍であることがお名前等で明らかな場合は、最低限、例えば英語の文章を入れるですとか、希望によってはそちらの出身国の言葉を入れるですとかってことはしていただけないのかなと今回はまず思いました。あとは、具体的には、これは海外のまた別の国の例ですけれども、やっぱりそちらの場合は行政がウェブのほう

に相談窓口なんかを置いておられまして、そちらのほうに電話ではなくて、文章で問合せをできるということの仕組みもある国があるそうです。具体的にはカンボジアのほうなんですけれども、そちらのほうで文章を入れると、ある程度変換ソフトを使って、市のほうの担当者が回答をしてくれるという形を取っているそうです。なかなか米子市のほうで今そういう仕組みがどうかっているのは、すみません、私も全て把握はしてないんですけれども、そういう困ったときに、何かしら自分の国の言葉を入力することで、何かしら変換等で返事があるような仕組みがあれば安心感が全然違うのかなと思いました。以上です。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** 長谷川様、今日はありがとうございました。

ちょっとお伺いしたいんですが、先ほどネットという形で言われたんですけども、ネットのほうにもホームページとか載せるっていう話あったんですけども、米子市のホームページは御覧になりましたか。やさしいにほんご、7月9日時点で既に載っているとしますし、多国語でワクチンの説明とか予約票の説明を読むことができる厚労省のサイトにも誘導してと思うんですけども、その辺は御確認はされたのかなっていうことをちょっと確認させてください。

**○矢田貝委員長** 長谷川様。

**○長谷川氏（参考人）** 米子市のサイトと厚労省のほうは、やさしいにほんごのほうは拝見しております。ただ、あれはあくまでもこちらから見に行かないとそこまでたどり着けない仕組みだと認識してまして、今回、私が具体的にどうにかならないのかなと思ったのは、例えばですけれども、窓口のほうにLINEですとか、そのような形で登録をさせていただいて、そちらのほうで、こちらから問合せをした者に答えていただけるような形だと、海外出身の方なんかでも問合せはしやすいと思いますし、より具体的な返事ができるのかなと思いました。やさしいにほんごはもちろん大変便利だと思いますし、利用されてる知人もいるんですけども、あれはやっぱりそこにあることを把握していないとたどり着けないと思うので、そこはもうちょっと充実してほしいなと思います。以上です。

**○矢田貝委員長** よろしいですか。

参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります岡村議員から説明を求めます。

岡村議員。

**○岡村賛同議員** 賛同理由を述べさせていただきます。国際化の流れの中で、米子市内に居住する海外出身の方も増えてきています。そうした方たちに対しても適切な住民サービスを提供することが地方自治体には求められています。特に今回のコロナワクチン接種に関するような住民の命と健康に関わる問題については、とりわけ丁寧な説明が求められます。ワクチン接種に当たっては、持病や体質などによって接種を受けることが困難であるケースや、接種後に一定の副反応が生じる可能性があることから、十分な理解を求めることが必要になってきています。

全国青年司法書士協議会など10団体は、今年8月5日に新型コロナウイルスワクチン接種と自己決定に関する共同声明というものを発表しています。そこでは、接種の判断は憲法13条で保障する自己決定権の範疇であるとした上で、ワクチン接種を自己決定するためにはワクチンに対する正確かつ詳細な情報開示が重要である、ワクチンの有効性や安

全性、身体に与える影響など、情報を適切かつ適時に開示する必要があると述べています。こうした観点に立てば、陳情者が求めている、日本語が不得手な海外出身の市民が分かりやすい案内にしてほしいという要望は十分に酌み取る必要があると考えます。以上、同陳情の賛同理由といたします。

**○矢田貝委員長** 賛同議員に対して質問はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 賛同議員への質疑を終結いたします。

その他、質疑等はございませんか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** では、担当課のほうにお伺いしたいと思いますが、英語で分からないときにお答えするだとか、そういうようなツールっていうのは、米子市または県、国と、やさしいにほんご的なものではなくてヘルプデスクのような、そういうような形のものはないのかお尋ねしたいと思います。

**○矢田貝委員長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 英語等の対応についてでございますが、まず、米子市から、先ほど前原委員も答弁いただきましたけど、翻訳機能として、コロナワクチン接種情報を6か国語に対応しております。それとあと、質問に対しての回答ですけども、国・県ではコールセンターの多言語対応を実施しているという状況でございます。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

石橋委員。

**○石橋委員** 私はちょっとタイの人と知り合ったことがありまして、あるとき、これ何って聞かれたんです。それ税金に関わる書類だったんですけど、何が書いてあるのか分からないけど、どうも役所から大事なもんが来たらしいんだけど分からないと。何が書いてあるか教えてって言われたことがあって、さっと見せてもらって、こんなことだからあとは窓口に行って聞いてみてっていうふうに戻したんですけど、米子にも今本当にタイの人とかフィリピンの方とかたくさんおられて、町の中でもショッピングセンターの中なんかでも、しょっちゅう日本語ではない会話が聞こえたりします。そういう人たちがかなりおられる中で御不自由がたくさんあるんだろうなと。大事な書類が役所から来たんだけど何か分からないっていうのはすごい不安だろうなっていうふうにそのとき感じました。

コロナの問題っていうのは、今一番不安だったり関心が強いところなんですけど、命にも関わることで、そういう意味で、大事なことがどこへ聞けばいいのか、何の書類なのかが分かるようなことになってるっていうのが本当に必要なことだなというふうに思います。全般について、今本当に国際化してるのに、田舎でも、昔は東京に行けばすごいなと思ってたけど、今それに近いですよ、米子の辺でも。そういう時代なので、そこはどんどん変えなきゃいけないところですが、特にこのコロナの問題は命の問題でもあるので、必要なことだというふうに私は思います。採決求めます。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 陳情者の意見もお伺いしまして、ごもつともだなと思うところはたくさんあります。

先ほどのやり取りの中で出てきていましたが、当局も国だとか、あと米子市でもいろいろなことをしていただいていると思いますが、コールセンターっていう、電話をこちらからかけて聞くというようなことも、一定程度効果は高いと思いますけれども、先ほどありました、やっぱり今はLINEだとかメールだとか、そっちのほうがたくさん使われる方もいらっしゃると思うと、ウェブで相談っていうようなこともやっぱり検討すべきかなというふうに思いました。どうしても分からない人が存在するっていうのは致し方ないことなのかなと思いますけれども、その方々が不利益を被らないようにしていただきたいというふうにお願いしまして、一定程度のことはやっぴらっしゃるので、これから改善を求めながら、この陳情については採択しないでお願いしたいと思います。

**○矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** この問題については、大変本当にシビアな問題だというふうに思います。先般もメディアで、この問題について討論されておられました。本当に難しい問題だなというふうに思うわけですが、ただ、この当事者の方については本当に不安であつたらうなと、その辺のところは心中は私は察していきたいなというふうに思いますし、この問題は真摯に受け止めなければならないなというふうに思います。今のそのメディアの中で、討論の中で、国としてはまず最寄りの市役所に行ってくださいと、市役所から厚労省の新型ワクチンコールセンター、もしくは外国人の在留支援センター、ヘルプデスクっていうのがあるんだそうです。そんなふうに連絡をされて、その当事者の方々の対応をしていくんだというのが、体制が今、私は確立されてるんじゃないかなというふうに思います。したがって、この問題については、まず市役所に来ていただければある程度の弊害事務、そういうふうなリスクは回避されたのではないかなと私は思うところでございます。

したがって、採択をしないということでございますが、ただ、当局にも、こういうふうな事案があつたわけですから、やはりそういうふうな市民に寄り添った、今の手が届くような、そういう市役所に来ていただくようなすべをもう一度再構築を私はすべきだろうということは申し添えておきたいと思います。以上です。

**○矢田貝委員長** 森谷委員。

**○森谷委員** まず、結論から言いますと、不採択でお願いいたします。

先ほど戸田委員が言われた部分とダブるんですけども、本当にこういったコロナ禍という面では、これはデリケートな問題ですし、対応が必要だと思いますけれども、今回の件に関しては、まず市の窓口で相談されて、それに対して対応が悪かったのであればまた様々な検討をすべきだと思うんですけども、まず最初の行動としては、市の窓口で御本人が相談されるというのが第一歩かなと思ってますので。でも、今後こういった事例もあることは想像できますので、前向きに当局のほうにも検討していただきたいと思いますが、今回の陳情に対しましては不採択でお願いいたします。

**○矢田貝委員長** 次に、門脇委員。

**○門脇委員** 本陳情につきましては、不採択、採択しないでお願いしたいと思います。

私は、この陳情の内容につきましてはよく理解はできますし、まずは、長谷川様には、このたび海外出身の方への心温まる対応に対して敬意を表したいと思います。ありがとう

ございました。

その上で、今陳情に対しましては、陳情書に具体例が挙げてありますけれども、コロナ対策に関しましては、初めての事例が多い中で、市民の皆さんには御迷惑をおかけすることがあったかもしれませんが、市の担当職員の皆さんには、平日、休日を問わず対応していただいていると、そこは御理解をいただけるものと思っております。

今後につきましては、先ほど複数の委員の方からも言われましたけども、市役所へ問合せをしていただいたり、あるいは市のホームページ、市のホームページは外国語の対応になっておりますので、こちらを御覧いただきながら、各種の予約あるいは申請等の参考にいただけたらと思います。以上の観点から、本陳情には採択しないでお願いをしたいと思います。但し、当局の皆さんには、本陳情につきましては、やはり重く受け止めていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただきます。以上です。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** 結論的には不採択でお願いいたします。

これは、外国人の方っていうお話だったんですが、高齢者のときも非常に情報弱者という形で、コールセンターがパンクというか、なかなかつながらなくて予約できなかったっていう方も結構たくさん聞きましたし、私も数人、高齢者の方の予約をネットで取らせていただきました、御相談受けて。やっぱり地域で、そういった形でみんなで助けていくっていうことが大切なことであって、確かに市ももっともっと心を砕かなければいけないところはたくさんあると思いますけども、私は市は今回よくやってるなと思ってるんです。というのは、さっきのホームページを見るとやさしいにほんごの対応、説明が書いてあったり、あとは、多国語で説明があったり、厚労省のサイトに飛べるようになっていたりっていう形で、いろいろ努力されてるってことは分かります。こういう形である程度は努力されてるってことは認めざるを得ないと思いますので、今回、趣旨的には本当によく分かりますし、こういう形で情報弱者の方に対してどういうふうにしていくかって、今後の課題だと思いますので、それはそれとして、より一層の努力をお願いしたいなと思います。

今陳情に関しましては、市としてはある程度のとこまでやってるんじゃないかなと思いますので、私は今陳情に関しては不採択でお願いいたします。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 採択するを主張します。この陳情って、案内を、日本語が不得手な海外出身の市民が分かりやすいものにしてほしいという、そういった趣旨です。ホームページにいろんな原語対応のがあるとか、窓口に行けば分かるとか、それはそれなりに整備はされているんだろうけど、事実として、今回案内を受け取ってどうしていいか分からない市民がいたという事実があるわけです。つまり、窓口に行けば分かりやすいという体制があったとしても、そういった、分からないとか、そういうふうになればいいということは案内文では分からなかったという事実があるわけです。だから、そういった体制があるならそれを紹介する、こういった方法がある、そういったことを含めて分かりやすいものに私はしていくべき、分からない人がいたということで、当然より分かりやすく、よりそういった市民がどういうふうになればいいのかというのが分かるような案内をしてほしいという陳情なので、当然、私はこれは採択をしてしかるべきものだと思います。

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。



これより採決いたします。

陳情第94号、海外出身の市民への新型コロナ・ワクチンなどの案内に関する陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…石橋委員、土光委員]

**○矢田貝委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第94号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○矢田貝委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

長谷川様、本日は御出席いただきありがとうございました。

賛同議員は、傍聴席にお戻りください。

次に、議案第83号、米子市立認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 議案第83号、米子市立認定こども園条例の制定について御説明いたします。

令和3年9月2日に開催された議会運営委員会の資料1、2より御説明いたします。3ページをお開きください。本市では、令和4年4月に公立施設として初となる幼保連携型認定こども園を設置することとしており、その設置や管理に関する事項を定めるとともに、認定こども園の設置に伴い整備が必要となる他の条例の規定について、所要の整備を行おうとするものです。

幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うものでございます。子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設であり、教育基本法上の学校と児童福祉法上の児童福祉施設の両方の性格を持つものです。幼保連携型認定こども園に関する基本的事項につきましては、お配りしました追加資料の1ページに記載しております。

条例の主な制定内容といたしましては、米子市淀江保育園と米子市宇田川保育園を廃止し、新たに認定こども園を設けるため、その設置及び管理に関する事項を定めること。幼保連携型認定こども園は、教育基本法上の法律に定める学校であることに伴い、関係する他の条例の規定を一部改正すること。保育料に関する規定等を認定こども園についても適用させるため、関係する他の条例の規定を一部改正することとございます。条例の主な制定内容につきましても、お配りした追加資料の2ページに説明を記載しております。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** 米子市は公立保育園を統廃合によって5園にすると。それで、統合した後は認定こども園にするのだというふうにはずっとおっしゃってます。この認定こども園にするというふうなところはなぜなのか、なぜ認定こども園なのかということ、これまでもちよっと聞いてはいますが、改めてもう一度聞きます。幼保連携型ということですが、認定こども園は何パターンかありますが、その中で幼保連携型を選んだという理由も教えてください。

**○矢田貝委員長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 認定こども園に移行する理由というところでございますが、子育て支援センターや一時預かり事業など、地域の子育て支援を充実させるということとともに、地域の関係機関と連携をしまして、乳幼児期の教育、保育の中心的な役割、統合園がそういう役割を担っていくということを想定してというものでございます。

すみません、もう一つの質問をもう1回お伺いしてもよろしいでしょうか。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 認定こども園っていうのはパターンがたしか3つくらいあると思うんですが、幼保連携型以外にもあと2パターンくらいあると思うんですが、なぜ幼保連携型なのかということですか。

**○矢田貝委員長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 今回、米子市の公立保育園を統合しての認定こども園の移行ということになります。まずはその保育の部分が中心となって、先ほども申し上げた子どもに対する教育の基礎を培うといった部分もプラスした施設になりますので、幼保連携型認定こども園を選択したものでございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 認定こども園は全部幼稚園型と保育園型が一緒になるものですから、今の説明ではよく分からないんですが、それはもういいですが、これまでずっと文科省の中にあつた幼稚園、それから厚労省の関係のものだった保育園、これを一緒にすることで、実際に認定こども園になったところではやっぱり様々に問題があつて、それを解決しながらやられてるわけなんですけど、行事を一つするに取つても、来園する時間が違う子どもが一緒にいるとか、そういういろんな問題、本当に行事がやりにくいとか、やっぱりそういう問題があるというふうには伺ってますが、その辺はどんなふうにご考えてらっしゃいますか。

**○矢田貝委員長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 先ほども御説明したとおり、今回、米子市の認定こども園については公立保育園を統合したものでございます。現時点で想定しておりますのが、やはり2号、3号の保育認定のお子さんを中心とした施設ということをご想定しておりますので、今の議員さんのおっしゃる1号認定、教育の認定の子どもさんと完全に別々になって運営が難しいんじゃないかといった事態は、今のところは想定をしてないものでございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** でも、認定こども園ということだと、3歳以上ですと、幼稚園に行かれるような、やっぱり保育に欠けるという条件で、保育園該当ではないお子さんも一緒に受け

入れることができるということです。今は2つの公立の保育園が一緒になるんですが、いずれその幼稚園の対応の児童もちゃんと受け入れますよという、そういう表明になるわけですから、入ってこられるわけですよ。そうした場合に、やっぱり何人かは早く帰っていくみたいな、そういうパターンっていうのは子どもの集団としてとてもおかしいと思うし、先生方の対応もなかなか大変だと思うんです。その辺の問題は、やはり認定こども園については大きいと思うんで、そこら辺のところはまだあんまり考えてないんですか。

**○矢田貝委員長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 確かに1号認定のお子さんとは2号、3号認定のお子さんではお預かりする時間が違うというところありますが、その活動自体が完全に別個になってしまうという想定は現状ではしておりません。ただ、確かに早く帰られたりというところで違う部分も出てくると思いますんで、それは実際の受入れに当たっては、そこら辺の対応はしっかりしていきたいということは考えております。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 教育委員会の関わりというか、関与についてお伺いします。追加資料の1ページで、(3)で教育委員会の関与ということで、ここで説明があります。この文章の1行目の最後の辺で、つまり教育委員会がどういうふうに関わるかということで、こう書いてますよね、教育課程に関する基本的事項の策定、その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして地方公共団体の規則で定めるものを実施するとき、意見を聞かなければならない。これは義務規定、ならないという規定なのですが、ちょっと文章読んでも、この地方公共団体の規則で定めるものを実施するとき、これは具体的にどういったことに関してなんでしょうか。

**○矢田貝委員長** 大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐。

**○大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐** こちらの教育委員会の関与についてなんですけれども、国がこちらの認定こども園についての制定の際に出した通知によりますと、例えば幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定、幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関することなどということになっておりますので、認定こども園の設置や教育課程と申しますのは、学校でどのような教育を行うかという内容的なことになってまいりますので、これはまさしく学校の中での教育方針等々に関わってきますので、これらのことについては教育委員会から御意見をいただくこととしております。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** この資料で教育課程に関する基本的事項というのは、多分そういった、何かこれまでやってた幼稚園とか学校とかの教育の内容に関することじゃないかと思うんですが、今そういう答弁だったと思います。

あと、その教育委員会の権限に属する事務と密接な関連が有するもの、これはどんなことを言ってるんですか。

**○矢田貝委員長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 具体的な例で申しますと、今回、この条例を議会に上程をさせていただくに当たって、先月、8月の教育委員会に議案として提出をして、意見を伺ったと

ころでございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、その意見を伺ったというのは分かるんですが、だから、この密接な関連を有するものというのは、どういったことに関して、多分、だから、関連を有するものだから意見を伺ったということだと思っておりますが、どういった事柄のことを言ってるんですか。

**○矢田貝委員長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 認定こども園で教育を行うという部分のところの全般と申しますか、例えば先ほどの条例であったりとか、認定こども園に関する規則、そういったものを制定をする際に意見を求めるということがございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっとじゃあ、聞き方を変えますが、多分、保護者、今、淀江保育園とか宇田川保育園に通ってる保護者のイメージ、考え方としては、統合して1つの園になる、それは法的位置づけは認定こども園だけど、とにかく今まで2つあった保育園が統合して新たな保育園ができるというイメージを持ってると思います。その実際今やってる淀江保育園、宇田川保育園の保育の内容というか、要は実際にやることが、統合されて、認定こども園になって何か変わるんですか。何が変わるんですか。

**○矢田貝委員長** 大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐。

**○大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐** 認定こども園になりますと、今まで保育所であったときには、保育所保育指針という保育の内容について国が定めたものによって保育を実践するということになっておりましたが、今後には、5番のほうにも記しましたけども、幼保連携型認定こども園教育・保育要領というものにに基づき教育保育を行うこととなります。

保育所保育指針と認定こども園の教育保育要領の違いになりますけれども、今は幼稚園のほうにも教育要領とかございますが、大体子どもの育ちについては同じ内容になるようにということで、国のほうが3つの要領、同じような形にしておりますので、こちらのほうにつきましては大きく育ちについて変わるものではないと考えております。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、今の保護者は、とにかく別々の保育園が統合して新たな立派な保育園ができるというイメージを持ってると思うのですが、だから、要は保育園に通わせるというイメージで、予定としては来年から。だから、何か保育の内容とか教育の内容とか、それが今のと特に変わらないというイメージを持ってると思うんですか、実際そうだというふうに、今の答弁がそれに近いような答弁だと思いますが、そういうふうに理解して構いませんか。

**○矢田貝委員長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** この部分に関しては、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、御意見がありますでしょうか。

石橋委員。

**○石橋委員** 先ほども言いましたけれども、認定保育園にしなければならない理由というのが分かりませんし、認定保育園になっても何も変わりはないというような……。

（「認定こども園」と伊藤委員）

何て言っとったかいな。

（「保育園」と伊藤委員）

認定こども園。ようなお答えだったんですけど、実際にはたくさん問題が起きているということを現場のほうからは聞いております。認定こども園っていう制度そのものに賛成できないということに加え、ここで淀江・宇田川両保育園が廃止っていうことになるわけですけど、もともと統廃合の方針、公立保育園を廃止していく方針にも反対です。ですので、この条例については反対です。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第83号、米子市立認定こども園条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、門脇委員、土光委員、戸田委員、前原委員、森谷委員〕

**○矢田貝委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号、米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 議案第84号、米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

先ほどの議会運営委員会の資料1により御説明いたします。5ページをお開きください。第2期米子市子ども・子育て支援事業計画の公立保育所の統合建て替え構想に基づき、令和4年4月1日から米子市春日保育園と社会福祉法人米子福祉会巖保育園とを統合・民営化することに伴い、同年3月31日をもって米子市春日保育園を廃止しようとするものでございます。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** 先ほど83号のほうでも言いましたけれども、公立保育園を統廃合で5園に

していくというそもそもの構想に反対ですし、そしてこの春日保育園は福社会立の巖保育園に吸収される形で廃園になります。このこと自体に反対ですので、この84号にも反対いたします。

**○矢田貝委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第84号、米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、門脇委員、土光委員、戸田委員、前原委員、森谷委員〕

**○矢田貝委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時47分 休憩**

**午前11時14分 再開**

**○矢田貝委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

教育委員会から2件の報告がございます。

この際、当局が発言を求めておられますので、これを許可いたします。

松田教育委員会事務局長。

**○松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 失礼いたします。貴重なお時間を頂戴いたします。去る9月22日に議員の皆様にご報告させていただきました、米子市立学校校区審議会の答申の件につきまして、改めて御報告申し上げます。

本年4月27日に本市校区審議会に諮問いたしました、美保地区の小・中学校の校区について、3小学校と1中学校を統合し、9年制の義務教育学校を設置するよう、9つの付記も加えまして、9月21日に答申をいただいたところでございます。それを踏まえまして、本市教育委員会におきまして、同地区の学校の在り方を検討していただくこととなります。今後につきましては、御報告できる段階となりましたら、改めて本委員会におきまして御報告させていただきたく存じます。以上でございます。

**○矢田貝委員長** それでは、報告に移ります。

初めに、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検・評価の報告について、当局の説明を求めます。

齋木教育総務課教育企画室長。

**○齋木教育総務課教育企画室長** 教育委員会、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検・評価について、事前に配付いたしました報告書に基づき、概要を説明させていただきます。

それでは、点検・評価報告書の1ページをお開きください。まず、1、点検・評価の目的でございます。目的は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうとするものでございます。

続きまして、2、教育委員会の構成及び会議の開催状況から、6ページの6、教育委員会事務局の主な担当業務は、前年度と同様の箇所もございりますが、御覧のとおりでござい

ます。

次に、7ページ、7、点検・評価と米子市教育振興基本計画についてでございます。4行目になります、33の後期基本施策につきまして、事務の管理及び執行状況の点検・評価について、進捗状況や課題を踏まえて評価しております。なお、市長部局へ移管、委任した事務につきましては、教育委員会の所掌事務ではないため、平成30年度より3次評価は行わないこととしております。

次に、8、点検・評価の方法についてでございます。(1)点検・評価の流れでございますが、点検・評価は3段階で行っております。具体的には、①から③にありますように、まず1次評価を各担当課で行い、次に2次評価を関係各課、課長で構成いたします評価委員会で行いました。次に、教育委員会各教育委員による3次評価を行っていただき、2次評価を参考にして、基本施策の最終的な評価と意見や指摘をいただいております。続きまして、(2)点検・評価の区分でございますが、前年と同様の評価区分等、御覧のとおりでございます。

次に、8ページ目から11ページ目までになります、9、点検・評価結果の概要を載せております。まず、(1)総合評価でございますが、本年度の取組においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響があり、対策は講じたものの、事業の実施回数や参加人数の減少が見られたことにより、評価が低いものがございました。一方で、目標達成、順調、おおむね順調の割合は7割を超えていることから、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を除けば、全体としておおむね順調に進捗したものと最終評価をいただいております。続きまして、(2)基本目標ごとの評価でございますが、教育振興基本計画の4つの基本目標ごとに評価をし、教育委員会及び学識経験者の意見、指摘事項の主なものを載せてございます。代表的なものとしましては、9ページ、①心を育む学びのあるまちでは、スクールソーシャルワーカー等については、近年の取組により成果が出てきているが、さらなる体制強化を含め、支援の拡充を望むとの意見や、リーダー研修会の実施については、参加した児童生徒が参加してよかったという感想を持つ内容にしてほしいとの意見をいただいております。次に、②学ぶ楽しさのあるまちでは、10ページにありますように、学校施設の老朽化対策は重要な課題であり、大規模改修、修繕の計画については前倒し的に進めてもらいたいとの意見がございました。学校のICT環境の整備においては、全児童生徒にタブレット端末を整備したことと同時に、市内全ての教職員を対象としたICT活用に関する研修を計画実施したことについて、主に評価できるとの意見もいただいております。次に、③郷土で育む学びのあるまちでは、山陰歴史館はコロナ禍において利用数が前年度比7割は健闘していると言えますし、ライトアップはシンボリックで非常によいという意見もございました。次に、④健康で安心して学べるまちでは、安全で安心な学校給食が順調に提供できていることに加え、残食数も減少傾向であるので、今後も継続して取り組んでほしいとの意見や、食育推進のさらなる取組に期待するとの意見をいただいております。

次に、12ページの10、点検・評価表でございますが、13ページ以降に、基本政策ごとの点検・評価表を記載し、次のページには、該当する個別の事業を記載してございます。

次に、飛びまして132ページを御覧ください。11、学識経験者の知見を記載してご

ございます。こちらは、記載しておりますお三人の学識経験者の方々から、点検・評価について、この表に記載してございますような意見、御指摘をいただいております。今後、この点検・評価の報告書につきましてはホームページで公表することとしております。

簡単ではございますが、報告書の概要について説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** 意見とか質問でもいいわけですね。

(「はい」と矢田貝委員長)

37ページの安全で安心な学校施設の改善、先ほど説明でも言及があったのですが、意見、指摘で、老朽化対策は重要な課題であり、大規模改修、修繕の計画については前倒し的に進めていってほしいということなのですが、事業評価自身はA評価で、要は計画どおり基本的にできたという内容だと思います。この中で、取組状況の総括で、課題というところで、築30年以上の建物が7割以上を占め、老朽化が進行しているという、その辺から意見、指摘が出たのだと思います。これ具体的に、老朽化が進行しているということで、何か具体的な問題になることが今の時点でもう出ているのですか。

**○矢田貝委員長** 東森教育総務課長補佐。

**○東森教育総務課長補佐兼学校管理担当課長補佐** 学校施設の老朽化に伴う、現在発生している支障というところがございますけれども、やはり古くなった校舎になりますと、壁にひびが入って崩落の危険が見られたりとか、あと、大雨が降ったりしたときにはやはりどうしても雨漏りが発生したりとか、そういったことは結構発生をしております。そういったことにつきましては、年次的に修繕対応ですとか防水工事ですとかを行って対応しております。大きな事故等は現在発生はしていないんですけれども、そういったような対応をしているところでございます。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今の答弁でひびが入って崩落の危険があるというふうに言われたのですが、別に今あるわけじゃないですよ。今あれば当然今対処する必要があるので、そういった危険性が将来考えられるというふうな趣旨だと理解していいですか。

**○矢田貝委員長** 東森教育総務課長補佐。

**○東森教育総務課長補佐兼学校管理担当課長補佐** 現在もひびが入って壁が落ちたりということは発生をしております。それに対しましては、きちんと修繕工事を行って対応しているところでございます。ここに記載してありますような、根本的な建物の老朽化につきましては、やはり大規模改修をして対応していかなくちゃいけないということを思っております。これにつきましては今後計画的に、長寿命化改修等を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっとその現場とか現状が具体的に分かっていないのでという前提で言いますが、壁とかが崩落を実際している、程度によるけど、これは安全性に直結することだと思います。だから、崩落して、修繕すればいいということではなくて、それはそういったひびとかで危険性が実際現にあるんだとしたら、これは早急に優先的に対策が必要だと



いうふうに思えるのですが、どうですか。

○**矢田貝委員長** 東森教育総務課長補佐。

○**東森教育総務課長補佐兼学校管理担当課長補佐** 委員の御指摘のとおりでございます。今後、崩落の危険性がありそうな箇所が未然に発見できれば、そこは当然、予防保全的に対応していくことになると思いますが、どうしても予測できない落下等もあって、それは事後の修繕というふうになってしまっているというところがございます。いずれにいたしましても、子どもさん、学校の利用者に危険がないように最善の努力を払っていきたいと考えております。以上です。

○**矢田貝委員長** 土光委員。

○**土光委員** 言葉尻を捉えるつもりはないのですが、ひびとかがあって崩落の危険性があるような箇所がある、で実際なってる。これは当然予測可能なことで、今、やっぱり優先的に、緊急的に対処が必要じゃないかと思います。予測できないところは、それは仕方がないので、予測できないのをすぐ対処しろ言うても、だからそこは区別して、本当に今ひびとかがあって壁の崩落の危険性がある、現にある、ただ、それは程度にももちろんよると思いますが、それが緊急性があればきちっと優先的に予算措置をすべきだと思いますが、いかがですか。

○**矢田貝委員長** 緊急対応してあるということであつたら、そこをきっちりとお答えいただけますか。

東森教育総務課長補佐。

○**東森教育総務課長補佐兼学校管理担当課長補佐** 緊急対応につきましてですけれども、危険がないように一応対応してるというふうに考えております。予測ができるところにつきましては、当然計画的に修繕をしていくというふうに考えておりますけれども、根本的な建物の老朽化に対しましては、今後大規模改修を進めていきたいというふうに考えているというところがございます。

○**矢田貝委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 委員さんのほうから御指摘のありました、壁等の崩落につきましては、発見次第、例えば業者さんと一緒に打音したりとか壁をたたいての修繕の方向性だとかを見いだして、早急に子どもたちに安心・安全の、教職員も含めてですけれども、安心・安全に対応できるように、予算内で早急な対応を行っているというのが現状でございます。中長期的に見てそういった大規模改修が必要なところは把握しておりますので、そちらとも併せて、今後とも修繕なり改修なりをして、やってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**矢田貝委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今の答弁で分かりました。緊急対応が必要なところは、これは当然もう優先的にしなければならないと思うし、それから老朽化で一般的に中長期的な対策というのは大規模修繕云々で対応する考えというふうに理解します。

それから、もう1点あります。45ページ、通学路の安全確保に関して、取組状況の総括で、成果の文章の最後の2行目、状態確認のための再度の点検と所有者への指導通知を実施した。これも以前、通学路のブロック塀で、A、B、C、Dの評価で、通学路沿いでそれなりに対応をしなければならないと、これは把握して報告があったと思います。その

辺を再度点検して所有者への指導通知を実施した。指導通知を実施して、その結果、解消されたのですか。それとも通知しただけですか。通知はどのような内容を通知したんですか。

**○矢田貝委員長** 齋木教育総務課教育企画室長。

**○齋木教育総務課教育企画室長** こちらのブロック塀の危険箇所についてでございますが、判定をしております、AからD判定の危険度の高いものから低いものから判定をしております、危険度の高いものについて通知のほうをしているところでございます。こちらのほうの所管が建築指導課になりますので、ちょっと詳細のほうは手持ちで資料がございませんが、通知のほうを行って改善も見られたという件数は報告はいただいておりますし、年次の点検も引き続きしているという状況を伺っているところでございます。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 以前も似たような感じで、建築指導課の所管で、少なくとも通学路に面するブロック塀というのは教育委員会がきちっと把握して、実施するのはどこかというのはそれは内部で決めればいいけど、そこは解消しなければならぬというのはきちっと教育委員会として最終的に責任を持つ必要があると思います。

以前、A、B、C、D評価で、Cの評価は多分地震が震度6弱程度あれば壊れる、Dはいつ壊れるか分からない、壊れても仕方がないみたいなそういう評価だったと思うのですが、C評価、D評価がそれなりに通学路沿いのブロック塀あったと思います。ここはやはり解消しないとイケないと思うのですが、この総括では、点検したから多分場所は把握してる。実際、そういった地図に落とし込んだ資料がありました。当然、それは所有者云々で、何とか解消するために通知をしたんだと思います。やっぱりその結果どうなったか、通知だけではうまくいかないんだたらどうするかということまで、やはりこれは教育委員会が最後まで見届けられないといけないと思うんですが、いかがですか。

**○矢田貝委員長** 齋木教育総務課教育企画室長。

**○齋木教育総務課教育企画室長** そういった危険箇所、通知状況につきましては、建築指導課と情報共有を図りながら、また学校においても、現状の報告をさせていただきながら危険箇所の回避の方法について検討しているところでございます。御承知のように、ブロック塀でございますので、民地等のブロック塀が多うございまして、所有者に対して再度要請をしているところでございます。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、事務報告は事務報告、この報告として要請してその結果どうなったか、まだここは解消されていないということまできちっと、少なくとも記述はすべきではないかというふうに思います。

それから、47ページでちょっとそれに関する記述ありましたよね。47ページの成果ということで、危険性の高いところ14か所、これは通学路沿いのブロック塀というふうに思っていますか。それから、14か所、危険性の高いというのは、CまたはD評価のところだということで、それが14か所というふうに理解していますか。

**○矢田貝委員長** 齋木教育総務課教育企画室長。

**○齋木教育総務課教育企画室長** 委員のおっしゃるとおり、14か所につきましては、C、D判定の危険箇所というふうに承知をしております。以上です。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 ここで、少なくとも現状としては、そういう箇所、まだ解消してないところ、14か所は撤去、改善等で、これはもう解消されたんですか、全て。

○矢田貝委員長 齋木教育総務課教育企画室長。

○齋木教育総務課教育企画室長 すみません、ちょっと14か所については、今手持ち資料をお持ちしておりませんので、申し訳ございません。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 すみません、ちょっと私もきちっと読んでなくて、これは文章で、その上の取組状況で、35か所というのがありますよね。危険な箇所35か所、で成果として、そのうちの14か所は撤去、改修で改善した。引き算すると21か所は一応そのまま、まだ特に改善、撤去はされていないという状況、そこに関しては、通学路から外すとか近づかないような、そういった対策は今しているというふうに理解していいですか。

○矢田貝委員長 齋木教育総務課教育企画室長。

○齋木教育総務課教育企画室長 そのとおりでございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 確認ですが、その21か所に関しては、通学路から外すとか、近づかないように周知、多分トラロープか何か、何らかの、これはもう実際そういうふうになっているということですね。

○矢田貝委員長 齋木教育総務課教育企画室長。

○齋木教育総務課教育企画室長 言われますように、近づかないようにとか、そういった警告、場所にに応じてさせていただいているところでございます。以上です。

○矢田貝委員長 ほかにございませんか。

戸田委員。

○戸田委員 この冊子、私持って帰ってじっくり見ましたが、なかなか見にくいですね、教育長さん。なかなか理解しにくい。もっと簡単に、例えば課題を抽出して、令和2年度に実施されて、そこでまた課題を抽出されとる。だったらそこに令和3年度の目標値っていうのを掲げていくのが本来の在り方じゃないかと思うけど、作り方って。これが令和3年度の目標値が全くない。令和2年度にやった結果だけ。しかしながら、やった結果のところの中に目標値と課題を抽出されておられる。何かそこ、資料的におかしいと思いましたが。その辺のところ、もう一つ再考していただきたい。

もう1点が、15ページ。今、15ページの中ほど、自尊感情に関する項目ってあるんですけども、自尊感情の低下を招いていると思われる事例も散見されると、家庭への啓発や協力要請をいかに行うかも課題であると評価しておられるんですけども、これ今後どのような対応方針を考えておられますか。その辺をちょっと伺っておきたいと思う。

○矢田貝委員長 乗本学校教育課長補佐。

○乗本学校教育課長補佐兼人権教育担当課長補佐 御質問の内容ですが、本市人権教育の一つの課題としまして、自尊感情の低さというものが上げられます。毎年、人権教育の発表会を実施しておりまして、その中の一つのテーマとして、自尊感情の高揚ということを実践の中に入れていただいております。また、市内全体に、この辺り課題を明確にしながら取組を進めていただくよう、校長会等で知らせております。以上です。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 最後の大事なところ、家庭への啓発や協力要請をいかに行うかも課題であるということ整理しておられるんですね。だから、この辺の、今どのような対応方針を持っておられるのか、その辺のところを伺っておるんですよ。

○矢田貝委員長 乗本学校教育課長補佐。

○乗本学校教育課長補佐兼人権教育担当課長補佐 御質問の件ですが、この人権教育の発表会の単位としまして、小・中学校、また就学前、あとPTA、その3つの団体に協力をいただきながら、子どもの自尊感情を高めていくということで取組を進めております。そういう中で、PTAのほうも家庭教育、家庭への啓発ということで取組を進めていただいているところでございます。以上です。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 それはちょっと理解できにくいけど、31ページの課題のところ、右端の上から2段目、4年生では、国語、算数ともに県平均をやや下回るなど、課題が見られたということで、なぜここに私も興味があるかと、私の孫が4年生と2年生なんです、教育長。本当に教えるんですけど、理解力が薄い。上の6年生の子を見ると、全然違うんですよ、4年生のとき。なぜこの4年生だけというふうな、そういうふうな言葉が適切でないかどうか、本当にちょっとその辺がどうなのかなというふうな考え方があるんですけども、うちの孫をひいきして言うのもおかしいんですけど、その辺の何か原因ってあるんでしょうか。そのようなどころ伺っておるんですか。いや、うちの孫。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 まず、とっとり学力、この調査ですね、昨年度から始められたものでして、この後の経過も見る必要があるというふうにまず教育委員会としては認識しております。といいますのは、仮に今年度の調査、あるいは来年度の調査に同じような傾向が出てくるのであれば、しっかりこの4年生の学習内容でありますとか勘案しまして指導方法を工夫して、この状況を改善していかないといけないというふうに考えております。

そうしたことも一つ、課題として想定しながらよなご学力調査、これは3年生を対象にしておりますが、そこでしっかり学力を把握しまして、その後の指導に生かすというふうな対応をしておるところでございまして、委員御指摘のような、不安を解消されるようしっかり状況把握を含めまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 私の私見ですけど、やはり宿題とか、そういうふうな出し方によって、担任の先生によって全然違ってます。その辺のところは適切かどうか、私は、表現の仕方がなかなか難しいからなんですけれども、その辺のところも一つの考え方なのかなと、材料としていくのかなっていうのも考え方かもしれません。

最後にしますけど、33ページ、中ほどの前年度の成果・課題ということで、「わかる」「できる」授業に貢献したって書いてあるんですけども、具体的に「わかる」「できる」授業ってどんなことを指しておられるんですか。

○矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 まず、この学校支援員といいますのは、これは、教員免許を持っている者もいれば持っていない者もいるわけですが、いずれにしても各学校の、例えば支援

を要するお子さんがいらっしゃる学級に張りつきまして、担任が進める授業を、一斉授業で行う中で、少し支援の必要なお子さんについて個別に指導していくような対応を主に行っておりまして、一斉指導ではなかなか理解が不十分なところをしっかりと個別に支援しながら、「わかる」「できる」を実感できるような授業の支援をすると、そういったことでございます。

**○矢田貝委員長** 戸田委員、この書式についてのコメント要りますか。今後、よりよくしてくためという御意見がありました。意見としてよろしいですか。

**○戸田委員** 書式を分かりやすく、教育長もうなずいとったんですけど、やはり私これ何遍も見てますに、私たちもこういう書類作りよったんですけど、点検・評価って。もっと分かりやすく、それで、箇条的に、例えば令和元年度にこういう目標値を立てた、令和2年度にその目標値に沿って点検した結果、課題と成果があった、課題はどうするかっていうと、令和3年度に課題を目標値として掲げていくわけですよ。そのところがないので、何を、じゃあ、令和3年度はどういうふうなことに基づいて課題を、そういう点検をしていくのかなって私は思ったんです。教育長答弁……。

**○矢田貝委員長** 浦林教育長。

**○浦林教育長** 自分たちでまとめて自己満足していてもしょうがないものです。皆さんに分かっていただいて、さらなる御意見を頂戴し、さらに改善するといったもので作っております。御指摘の点を踏まえて、我々がやろうとしていること、そしてそれがどうであったか、皆さんにしっかり分かっていくように改善に努めてまいりたいと、このように考えております。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** 82ページの地産地消の推進についてお伺いします。学校給食における地産地消率の目標値っていうのを、県平均に比べて多分低いんじゃないかって正直ずっと見てたんですけども、県平均と目標値についてお伺いします。誰が答えるの。

**○矢田貝委員長** 伊藤学校給食課長。

**○伊藤学校給食課長** ただいまの地産地消率の実際のパーセンテージ、数値についてのお尋ねです。

85ページの資料のほうに出しておりますが、実績といたしまして令和2年度は、地産地消率としては66%、県産品利用率として66%となっております。令和2年度につきましては、県平均が67%だったかと記憶しております。ですので、令和2年度につきましては県平均とさほどの落差はないというふうに把握しておりますが、今後とも地産地消率につきましては、より一層向上するように、できる限り努めてまいりたいと考えてはおります。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** たしか鳥取市が非常に高いはずだと思うんです。私、ちょっと数値、たしか、大分前に見たんですけども、鳥取市は非常に努力されてまして、地元の農家さんみたいなところに声をかけて、たしか給食の食材をきちっと集めてるという形で、かなり高かったような気がするんですけども、すみません、十何年前ですけど、たしか米子市は50%ぐらいだったんじゃないかなと思うんです。それに比べると大分努力されてるんですけども、ただ、いつも思うんですけども、この課題に対する改善策として、JA鳥取西部と協議し

ていくってということしか、毎年書いてあって、その進展が見られないと思うんです。これは多分仕入れの関係もあって、聞いたこともあるんですけども、地元の市場を使って特定の食材を集めなければいけないので、非常に難しいんですって話は聞いたんですけども、その改善の方法をもう少し考えられたほうがいいんじゃないかなって私自身は思うんですが、担当課はどう思われますか。

○**矢田貝委員長** 伊藤学校給食課長。

○**伊藤学校給食課長** ただいま委員さんのおっしゃられた意見は誠にごもつともというふうに考えます。今後、その辺りも含めまして、引き続き対策を取ってまいりたいというふうに考えております。

○**矢田貝委員長** 前原委員。

○**前原委員** 改善策をもうちょっと具体的にしてほしいなと思うんです。毎回同じようなコメントになってるので、もう少し踏み込んだ形で努力されることを期待いたします。以上です。

○**矢田貝委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 幾つかお願いします。まず、9ページですけど、最初に、これは要望といいますか、意見ですが、スクールソーシャルワーカーについてはさらなる体制強化を含めた支援の拡充を望むという意見っていうのが書いてありますけれど、小学校の校長会のほうからも、1校区に1名のワーカーさんをとという要望が上がってございました。そこまででなくても、もっとやはり充足したいという思いがあるようですので、これは教育委員会だけではできないかもしれませんが、予算の関係もあって、ぜひ充実させていただきたいと思えます。これは意見です。

その下に、子ども会の加入率のことが書いてありました。加入率が低いということが書かれております。67.9%というのが後のほうのページで出てございました。この加入率が減っている理由は、27ページの下から2段目の右側の欄に、少子化が進行しており、単位子ども会の存続が難しくなってきたり、加入率が減少傾向にあるというふうに書いてありますが、後のほうの学識経験者の方の意見の中にも、加入率低下の理由をよく調査して対処してほしいという意見がありましたんで、その辺をもうちょっとお伺いできませんか。

○**矢田貝委員長** 金川子育て支援課長。

○**金川子育て支援課長** 子ども会の加入率につきましては、27ページの資料にもありますとおり、数値目標80%に対して令和2年度については67.9%、令和元年度の76.8%と比べましても、ちょっと低下の傾向にあるところでございます。その理由等については具体的な調査を現在行っておりませんので、ちょっと何とも言えない部分ではあるんですが、例えば子ども会の活動、子どもさんが減っても一定の活動を維持するためには、例えば保護者の方の活動に対する負担が増えるとか、そういったところも若干影響してるのかなというふうには認識をしております。その辺の状況について、ちょっと今後把握をして、加入率の目標達成に向かっていきたいというふうには考えております。

○**矢田貝委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 具体的な調査を進めていただくようお願いいたします。もう一つは不登校です。不登校が増えているということで、13ページに書かれておりますが、下から3番目の成

果のところ。不登校児童生徒数の増加が顕著であり、個別の状況も多様化・複雑化していると言われてあります。ここの辺のところの状況、多様化・複雑化はどういうふうなことなのかというのを伺いたしたいと思います。

それで、数字を見ますと、後ろのほうの17ページのところにも不登校の記述がありまして、それを見ますと、全国平均と比べると、中学校のほうはやや下回ってるんですが、小学校は全国平均よりちょっと多いという、小学校が多いというのが出ておりますが、この辺についてももうちょっと教えていただきたいと思います。

**○矢田貝委員長** 仲倉学校教育課長補佐。

**○仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐** まず、不登校の要因に関する多様化でございますけれども、これは具体的に申し上げますと、例えば子どもさんの発達に係る課題でありますとか、感じ方ですね、集団生活が不得手ですとか、そういうことに困難さを感じるお子さんがあったり、また一方で、家庭のほうへの支援を要するケースでありますとか、その辺りを含めまして多様化というふうに捉えております。

続きまして、不登校の児童生徒数の減少ということでございますが、特に小学校のほう、御指摘があったと思いますが、小学校の1年生の不登校が最も多かった平成28年、29年に比べますと、1年生については少し減少傾向にございますが、御指摘のとおり小学校全体では増えております。これが喫緊の課題であると感じております。小学校入学当初における学校生活への不適応の解決を図るために、こちらのシートにも載せておりますが、特に小学校と保育園の連携を強めまして、小学校入学を控えた園児を対象としたアプローチカリキュラムでありますとか、小学校入学後のスタートカリキュラムにて円滑な接続を行いまして、スムーズな小学校入学へ取組を強めていこうと考えておるところでございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** その効果があつて、小1は減ったのかもしれないんですけど、でも小学校の不登校は増えているというところがやはり心配なわけですが、それと、さっきおっしゃいました多様化・複雑化の問題ですけど、不登校って、もともとそんなに一律の理由ではなくて、1人の子の中でも、一つの理由じゃないことが多いというふうに考えて、もともと本当に原因は多様だというふうに考えています。特に多様化・複雑化と書かれているところがなぜか知りたい、特に書かれてるところが。

**○矢田貝委員長** 仲倉学校教育課長補佐。

**○仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐** なかなか一概に、10人いれば10通りのケースもございまして、なかなかこれというのが確定しにくい部分というのもございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、やっぱりお子さんに係る課題でありますとか、家庭への支援を要するですとか、本当にいろいろなケースがございまして。保護者の価値観のほうも多様化していることもございまして、なかなかこれまでどおりの対応では難しいということもございまして。そういうのでございまして、多様化・複雑化というふうに記載しているところでございます。

**○矢田貝委員長** 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** 補足いたしますと、以前は割と学校生活に起因するようなケースが多かったというふうに認識はしておるんですけども、時代の変化とともに、非常にやっぱ

り、先ほど課長補佐も申しましたように、生活習慣でありますとか、そういった様々な要因が、社会生活でありますとか、そういった様々な影響を受けて、それが背景として、学校になかなか来にくいお子さんが増えてきているように感じまして、それを多様化というふうに表現しております。

それから、一つ、例えばあるきっかけで学校に来なくなったお子さんが、その後二次的に、例えば家庭生活上で、例えばゲームに依存してしまったりだとか、そういった様々な要因が複雑に絡み合っているというのが現在の状況であるというふうに認識しております、そういったことを含めまして、複雑化というふうに表現しております。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** すみません、バリアフリーです。42ページです。バリアフリーのことが書いてあります。年次的に引き続きバリアフリー化を図っていく、スロープの設置をとというふうに、令和2年度目標のところの改善方法と数値目標で書かれています。バリアフリー以外の多目的トイレとか、あるいはエレベーターの設置とか、スロープ以外にもたくさん学校生活に必要なことはあると思うので、下のほうにも掲げてますけど、地域コミュニティの拠点及び避難所としてのスロープ設置、スロープ設置は年次的に進んでるっていうのは分かりましたが、そのほかの学校内のバリアフリーについてもぜひもっと前進させていただきたいと思うんですが、その辺はやはり予算も絡むかとは思いますが、ぜひこれは進めていただくように要望しておきます。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

門脇委員。

**○門脇委員** 51ページ、お願いしたいと思います。まず、どうしても個別事業評価の三角のところが目が行くものですから、ほとんどその中で、コロナの影響ありっていうのが多かって、納得するところですけども、公民館運営事業、子ども地域活動の支援の事業なんですけども、真ん中どころで、どうしても参加が小学生は多く、それから中学生ボランティアで、高校生はほとんど参加してくれないっていうような、こういう実情がここずっと続いていると思ってまして、私、崎津なんですけども、崎津も当てはまるなと思って、そういえばいろいろ事業あっても、小学生はようけ出てくるけど、中学生は本当にボランティアで、運動会なんかでも、20人ぐらい毎年ボランティアで大会運営してくれてます。でも、高校生ってそういえば出てこないなと思って。運動会で年代別リレーっていうのがありますと、小学生男女、中学生男女、10代男女ってできますけど、この10代が各地区とも中学生が出てきたり、あるいは小学生の高学年が走ったりなんかして、本当に高校生出てこないなと思っております。ですから、本当に地域の方との交流とか活性化を図る意味でも、やっぱり高校生に今の地域の実情を知ってもらおうと、そういう観点からも非常に高校生に出てきてもらおうっていうことが重要だなと思ってます。

そこで現在、こういう、高校生出てきてもらうために、教育委員会さんのほうは公民館任せで対応してもらっているのか、あるいは教育委員会さんと話し合いながら、どうしたら高校生出てきてもらえるんだろうか、こういうようなこと、どういような対処の方法を今現在はされてるか、ちょっとお伺いします。

**○矢田貝委員長** 木下生涯学習課長。



○木下生涯学習課長 委員御指摘のとおり、高校生の参加が少ないってことで、非常に課題だなというふうには思っているんですけども、現状は、課題は公民館のほうに指摘として投げかけながら、公民館の企画に頼っているのが現状でございます。

○矢田貝委員長 門協委員。

○門協委員 ぜひ、どこの公民館もこれは同じ、共通の課題だと思いますけども、広く見れば、他の例えば市町村、特に町村なんか、地域おこし、町おこしで、小学生とか中学生とかが積極的に出てきて、町をにぎやかにすると。そういうふうなことをやってるところもありますんで、やっぱりそういうところをぜひ調査して、研究していただきまして、それをまた公民館に持って行って、こういうようなところもあるよって参考にしてもらいながら、やっぱり高校生、どうにかして出てきて、やっぱり地域を活性化させてもらいたいなと思ってますので、その辺は教育委員会のほうとしても頑張っていたきたいと思しますので、よろしくお願いします。

もう1点、最後。58ページの学校公演事業なんですけれども、ちょっと説明だけお願いしたいと思ひまして、右の4番、取組状況及び成果の真ん中どこの課題、課題が書いてあるんですけど、ちょっと非常に分かりづらくて、ちょっと具体的に教えていただきたいなと思ひます。中止とか廃止するっていうこともあり得るって読むのかなと思ったりするんですけど、どうでしょうか。

○矢田貝委員長 原文化振興課長。

○原文化振興課長 こちらに書いてあります課題の点につきましてですけども、私ども事務の担当としましては、文化振興課のほうで今現在行っております。ただ、実際これやるに当たっては、当然学校との調整というのがかなり重要になってきますので、実際私どもが学校の内情につきまして、なかなか把握ができない部分もあるということも承知しておりまして、今後スムーズなやり方について、今のままの体制がいいのか、その辺りはちょっと教育委員会の中でも今後考えていきたいなというふうに考えておってのこういったような記載だというふうに認識しております。

○矢田貝委員長 門協委員。

○門協委員 ありがとうございます。以上です。

○矢田貝委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、「地域共生社会」に向けた取組の検討状況について、当局の説明を求めます。

木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 「地域共生社会」に向けた取組の検討状況について報告いたします。

お手元の地域共生社会の実現をめざしてという資料を御参照ください。人口減少・高齢化の進展等に伴います地域の活力低下が懸念されることから、公民館による地域のまちづくり機能の強化を図るために、平成30年度に公民館に関する事務を教育委員会の生涯学習課と市長部局の地域振興課の共管とし、地域自治組織と公民館の今後の在り方について

検討を行い、令和元年度に今後の取組方針として議会に報告をしたところでございます。同じく令和元年度に策定した米子市まちづくりビジョンの中のまちづくりの基本方針においても、公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進を掲げているところでございます。

今年度の取組として、庁内の部局横断のプロジェクト、2040年を見据えた地域のまちづくりに係る検討会議で、これまで5回の検討を行ってまいりました。本日は、現在検討している内容、特に地域共生社会の実現に向けた地域活動支援のための体制整備の検討状況について説明をさせていただきます。

それでは、資料でございますが、大項目1、地域共生社会の実現に向けての国の動向ということで、持続可能な地域社会形成のために近年、国が取り組んでいる様々な動きをまとめてございます。

大項目2は、2040年頃の本市の状況と、それに伴い想定される様々な地域課題をまとめてございます。

次のページでございます。大項目3に、本市における地域のまちづくり活動の現状と課題を上げております。これは、主に自治連合会のアンケート結果と提言に基づくものでございまして、自治会未加入者の増加、地域活動の担い手不足、役員の高齢化などが課題となっております。これらの課題に対応するため、地域においてはまちづくりのための体制の充実や再構築、市としては自治会や地域活動に対する積極的な支援、地域の役員等の負担を軽減する必要があります。そのためにも、まちづくりの拠点施設としての公民館の機能強化を図る必要があると考えております。

大項目4は、2040年を見据えた地域のまちづくりの推進ということで、こうした状況の中で本市が目指す地域共生社会を（1）で3つにまとめております。住み慣れた地域の中で、安心・安全に暮らすことのできる地域、誰もが健やかに、生き生きと活躍できる地域、全ての人が役割を持っていることを認識しながら、共に支え合う地域でございます。現在、地域福祉・子育て支援活動、地域活動など、それぞれに充実を図ってきているところで、その取組を（2）にまとめております。

続いて、次のページでございます。大項目5は、実現に向けた体制整備について現在進めているもの、そして、これから取り組む予定のものを大きく3つに分けて上げております。

1つ目に、地域福祉・子育て支援活動のための体制整備として、現在、こども総本部の設置、総合相談支援センターの設置を進めているところでございます。

2つ目、地域活動の支援として検討を進めているものとして、現在、各地区でまちづくりを中心的に担っている自治連合会や地区社協などを生かして、協議の場の充実、再構築を図っていくことを考えております。この協議の場は、新しい組織の構築ではなく、各地域の既存の協議体に、地域の多様な主体の参加を促そうというもので、地域全体でまちづくりに取り組む、そういった体制を充実させることを目指しております。このまちづくりのための協議会が持続可能な体制となるよう、公民館の職員や、現在地域振興課に配置している地域活動支援員が支援をしていくこととしております。そして、公民館がこれまで担ってきた地域のまちづくりの総合的な拠点としての役割を明確にするため、市長部局への移管を進めていくことを検討しております。また、市の体制整備として、本庁の担当部・課の体制の見直し、地域に係る相談支援の窓口一元化、まちづくり協議会などを通じた支

援の強化などを検討してるところでございます。

3つ目、ひとづくり・つながりづくりのための取組でございますが、地域のまちづくり活動や公民館活動、地域防災活動など、まちづくりを通じたひとづくり、つながりづくり、特に社会教育を基盤としたまちづくりを進め、継続的な地域活動となるよう取り組んでいくこととしております。

以下、参考資料を添付させていただいております。説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

戸田委員。

**○戸田委員** タイトルはすごくすばらしいもんだけど、3番の本市における地域のまちづくり活動の現状と課題ということであるんですけども、それで、自治会未加入の増加って、これが一番今大きな問題です。私も連合会長長くやっておったんですけども、その辺のところ、求められる対応策って具体的にがあるんですけども、これから詳細的なものは詰めていくという観点でよろしいですか。

**○矢田貝委員長** 毛利地域振興課長。

**○毛利地域振興課長** 詳細につきまして、現在、部局横断の形で、福祉、それから子育て、それから公民館、そして地域振興課の自治会というところの部局横断で、様々な取組を現在検討しているところでございます。

**○矢田貝委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** すみません、少しちょっと補足をさせてやってください。今、課長が申しあげましたのは、内部でのそういう話をそういう形でさせていただいているということなんですが、自治連合会さんとも実は地域防災という視点で、先日、例えば市長と直接会う機会を設けていただいたり、そういうような形で、今の自治会の動きを見せる、それがやっぱり必要だよねというようなことを見せていくことによって、自治会への加入促進とか、そういう思いつく限りのことを自治会さんとも話をしながら、現在進めてるところでございます。当然、先ほど地域振興課長が申しあげましたように、私どもでお手伝いできる部分については何ができるだろうかと、そういう話は部局横断でさせていただいてるところでございます。以上です。

**○矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** この内容を見ると、骨太方針をある程度固めてきたと、これからある程度対応策というのを羅列されて、これから具現化を図っていくというような考え方でいいのかなと私思ってるんですけど、やはり今さっき部長が答弁されたように、やっぱり喫緊の課題って結構あるんですね。連合会と公民館の、私もよく運営協議会の会長しておってよく話をするんですけども、じゃ、実際的にどういうような対策を講じていけば、今地域の皆さん方がこの公民館活動等を拠点とした中で、どういうふうな取組に参画してくれるのかなというようなことも考えておるんですけども、やはり市がこういうものを定めてきた中で、実際に地域住民との関わり、何が求められてるのか、じゃ、どういうふうな手を打っていくのがいいのかというような、私は方針が出てくるのを待っておったんですよ。考え方を変えれば、中間報告的なものなのかな、この内容っていうの、捉えておるんですけど、いかがですか。

**○矢田貝委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 地域のまちづくり、このたびの報告が中間報告的なものかというお尋ねでございますが、これにつきましては、なかなかこれがゴールですというような部分については、まだまだ先は長いのかなという感じがしております。あくまで前回、今回というのは、地域づくりのためのキックオフをこれからさせていただき、それでそのために一つずつ、例えば体制についてはこういう形を考えているというようなことを、今後も随時皆さん方にお諮りをしながら、議会の皆さん方の御意見を聞きながら進めていく、そういうものであると思いますし、あとは、私どもは地域の皆さん方ともこれから話をさせていただきまして、私どもが出すのはあくまでも基本的な考え方ですが、例えばそのやり方については、戸田委員さんも十分御承知かと思っておりますけれども、それぞれの地域で課題も違いますし、やり方も違います。いわゆる今までの慣習、文化、そういうのも違ってくると思います。そういうものを丁寧の一つずつ、公民館を拠点に地域のまちづくりを、これから2040年を目指してやらせていただきたいということの決意であるということで、ぜひ御理解を願いたいというふうに考えております。

**○矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 文章はそういうふうな説明で、私、理解したんですけど、やっぱり2040年で、20年後のという大きなスパンですよ。本市が長寿命化計画を定めて、それで個別計画をしていくんだというような流れでおるんですけど、やはり最初の説明の中で、やっぱり大きなこういう骨太方針を掲げますけれども、先ほど部長が言ったように、これから十分に多角的に検討した中で随時報告していくんだというような話があれば、私は了とするんですけど、ただこれをつくって、じゃ、何をすうだかいなど。なかなか中身が見えないがなというような、漠然とするというふうにとられても仕方がないなと思っておりますよ。その辺で今部長が、随時これから報告していくという、地域性を背景としたものも十分に鑑みてというようなお話ですので、その辺を期待しながら、今後随時、そういうものがあれば議会のほうにも提供していただきたいと、これは要望しておきたいと思っております。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

門脇委員。

**○門脇委員** 3ページの5、地域共生社会の実現に向けた体制整備のところ、もろもろ事業とかその他記載してありますけれども、この中でも、いつ頃を目途に体制整備、図っていかれるのか、分かっているものがありましたらお教え願いたいと思います。

**○矢田貝委員長** 毛利地域振興課長。

**○毛利地域振興課長** 体制整備についてでございますけれども、地域福祉・子育ての部分に関しましては、既に発表されているそのとおりのところでございます。そして、地域活動支援のために、特にこのまちづくりの部分につきましては、各地区によって異なりますけれども、公民館を市長部局へ、そして市の担当課の体制、これは来年4月から、今年度、一応その方針として取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。以上です。

**○矢田貝委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 分かりました。私、この間総務政策委員会でも説明を受けておりますので、一つだけ要望しておきたいと思うのは、3ページの、今見ております一番下のところに顔の

見える関係づくりと、こういう項目がございますけど、これは何もこれに限ったことではなくて、全ての事業につながることで、これが一番大事な、根底にあるものだと思っておりますので、2040年を見据えた地域のまちづくり、これに向かって、やはり顔の見える関係づくり、机上ではなくて、やはり顔と顔を突き合わせていろいろなことをやっていくって、そういうことが大切だと思いますので、顔の見える関係づくり、これは推し進めていただきたいなと思っておりますので、要望しておきます。以上です。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 一つ教えてください。総務政策のほうでも何か既に意見とか質問とかあったかもしれないんですけど、重なるかもしれないけれども、それだったらすみません。

公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進というところで、部長もさっきおっしゃってましたけれども、推進は私は大いに期待するところですけども、今の公民館は貸し館がほとんどですので、平日8時半から5時までというふうになって、土日は開いてません、貸し館のみですから。なので、そこら辺のところをもうちょっと改善していただかないと、本当に地域の若い人たちや小さな子どもたちなんかもなかなか行けないのではないかなと思ってるんですね。そこら辺のところも、次の段階では改善をするというような考え方があるんでしょうか。

**○矢田貝委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 今、委員さんがおっしゃいました貸し館の部分については、基本的にはそれは変わらないと思いますが、要は公民館を拠点にどういうまちづくりを進めていくかという話であるというふうに考えております。例えば、まちづくりの主体の子育てとの関係が、その地域での子育てのまちづくりについて、それが例えば土日であったりとか、例えば夜間の集まりであったりとかすれば、当然その時間帯は、要は基本的には開けていかなきゃいけないというふうに考えております。ただ、そういう声も多々あるというふうにお聞きしますんで、これは職員の勤務条件との関係もありますんで、この場で、じゃ、こうしますというところまではちょっと申し上げられませんが、委員さんからそのような声があったということも踏まえて、地域のまちづくりを前向きに進めていきたいというふうに考えております。その中で対応させていただきたいと思っております。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思っております。地区の公民館によって対応もまちまちなんですけども、例えば調理室も使えるだとか使えないだとか、細かいことですけども、とっとも使いづらいとか、公民館でもうちょっと時間を延長してもらえないとか、そういう意見や声がすごいたくさんずっと前からあるんだと思っております。なので、自治会加入で若い人たちが入ってくれないっていうような声もありますけれども、やっぱり公民館も開かれてないし、なかなかそこら辺のところ、もうちょっとお互いの意見を聞きながらまちづくりを進めるというような視点があってほしいと思っておりますので、要望しておきます。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 先ほどの教育委員会の報告のほうでも、なかなか若い人がこういう公民館の活動、地域の活動に入ってこないという話があったんですが、伊藤委員の先ほどの意見で

すけれど、本当に、働いてる時間帯に何か公民館でやっとならされても、それに参加できないし、土曜日、日曜日に何かしようとする、金曜日の5時までに鍵を借りに行って、預かって帰って、当日開けて、閉めて、また月曜日に返さなきゃいけないという、どこもがそうじゃないかもしれんけど、大体そのパターンですので、すっごく使いづらいんですね。働いてるメンバーも参加できるような会をしようとする、本当にそこんところがやりにくいです。

そういう、今、伊藤委員の意見を聞きながら思ったんですが、地域の共生社会っていうことをずっと1年ぐらい前から伺って、本当にそれは大事なことだと思うんですが、ただ、今の地域で日常的に活動できる人っていうのは、どうしても高齢化してる所に依存してますので、そこんところがどうなのか。具体的に、じゃ、それを若い人も参加できるような、どういうことが考えられてるのかっていうところは本当は見えないんですよ。センターに配属される相談支援員の人とか、地域担当の保健師さんとか、活動支援員の方なんかの活動っていうのが、何かすごい負担が重いかなという、どこからどこまでの活動になるんだろうかっていうところがすっごく見えないっていうのは、やっぱり地域の人材、人材っていうのはあまり好きな言い方じゃないですが、地域の力をどう結集できるのか、でも、地域の力といっても本当にみんな働いてますから、高齢化してるんですよ、常に動ける人は。それをどうするんだっていうことの解決策がやっぱり見えない。具体的に動きながら、その辺は示してもらわんといけんと思うんですけど、どうですか、その辺では。

**○矢田貝委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** まさに今御指摘いただいた件については、認識は同じでございます。それで、そういう答えがあれば、例えば今回のような、要は地域共生社会の実現のためにというものを私どもが皆さん方にお出しをする必要はないかという意味思ってます。逆にそういうことが難しいからこそ、公民館を拠点として、もう一遍それぞれのエリアで何ができるんだろうか、そういうことを真正面から将来そういうことが課題になるんで、みんなで話し合おうという、いわゆるキックオフだということで、ずっとお話をさせてきていただいております。今の石橋委員の御指摘は非常に大切な御指摘であると思っておりますし、実際に地域の自治会の皆さんからも役員の高齢化の問題云々というのはずっと私どもは聞かせていただいとるわけでございます。そのためにも、やっぱりこういうことで、私どもがまずできることは何だろうと、これから一緒に皆さんと考えたいということで、今回の提案をさせていただいたということでございます。

それで、具体的な話になりますけども、やはり今、自治会等とお話しさせていただけるのは、やっぱりまずやってることをきちんとまず知ってもらうっていうことがもう一遍大切なんじゃないかと。例えば、今、地域の見守り活動というのをそれぞれ小学校の皆さんが通学するときに、全てのエリアとは言いませんけども、ほとんどのエリアでそういう見守り活動を地域の方にさせていただいてます。そういうことをちゃんと本当に保護者、当たり前かと思ってるかもしれませんが、それも本当に地域活動の大事な部分です。そういう活動をやっぱりみんなで共有していく、それでやっぱりだったら自分でできることは何か、若い方にもそういうやっぱり活動を広めていく。

そして伊藤委員からも御指摘のありましたように、若い方がどうやったら集まってくれるんだろうかと。例えばある地域ではお祭りを通じてどんどん参画をしていただいている地

域もあります。そういうことをこれから一つずつきちんと役所のほうも積極的にやったりその活動を支援していくということで、今回の提案をさせていただいているということで御理解をいただければと思います。

○**矢田貝委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** その辺のところ、目に見えるように情報を出しながら進んでもらうようお願いしときます。

○**矢田貝委員長** 森谷委員。

○**森谷委員** 八幡部長さんの話にも地域における課題とかやり方をそれぞれ違うという話も出てましたし、午前中も運動会等が地域の活動で、運動会にも高校生の参加が少ないという話も出てました。私がちょっと思うのは、本当こども総本部というのがスタートするというときだけに、いわゆる子どもたちの声をどう吸い上げるかという意味では、智頭町なんか百人委員会ということで、中学生とか高校生を100名単位で、そこで、町が元気になるためのいろんな施策を町に提案するという、そういったことも動きがあると思うんですけども、そういう意味で、本当に子どもたちが公民館の活動とか、米子市に何を期待するかということ子どもたち、中学校とか高校とか、若い世代の子へもっと行政が吸い上げるような仕組みをしていただけたら、本当にいろんなことの、地域のいろんな活動にも子どもたち積極的に取り組もうという中、そういった動きというか文化が生まれてくるんじゃないかなということを思いますので、百人委員会というか、何かそういった子どもたちの声を吸い上げる企画というのは、今後どんなものでしょうかと思ひまして。

○**矢田貝委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 中学生は後ほど教育長のほうが答えられると思いますので、私、高校生のことについて少しお話しさせていただきたいと思いますが、現在、高校生が確かに地域活動においてはなかなかその地区によっては参画が少ないということ、それは十分承知をしておりますが、ある意味で、例えばふるさと教育という点で、各高校と今、様々なまちづくりで、私ども、各高校さんが例えば中心市街地の活性化をしたいとか、皆生温泉のまちづくりについて勉強したいとか、特に米子高専さんとはそういうほぼほぼ毎年のように様々な提言をいただいています。ですから、高校生の活動が、まちづくりに係る活動が全くないということではなくて、それは広い意味で、各高校単位で、それぞれ各高校の特色のある御提案、伊藤委員ちよどうぞおられますんでお話しさせていただきますと、そういう御提案に関わっていただいておりますので、そういうところは少し大切にしていきたいなというふうに、これからも大切にしていきたいなと思っております。

地域のことについては、午前中もそういう高校生との参画という御意見がありましたんで、それについては一つの課題としてきちんと認識をさせていただきたいと思ひます。

○**矢田貝委員長** 浦林教育長。

○**浦林教育長** 中高生の地域づくり等にもう少し関わるような機会を設けてはといったようなお尋ねだったと思ひますけれども、御承知のとおり、例えば校区民運動会ですとか、それから公民館祭なんかでも、来館者の方の世話を中学生あるいは小学生が申し出てやっている、そういったことはずっと以前からやられておりますし、これは子どもたちにとってもありがたいことであり、それから地域にとっても喜ばれている、そういうふうに認識を持っております。

それから、自治の取組ということで、先日、議場でも御答弁申し上げた部分があったと思いますけれども、中学生が小学生と力を合わせて、その校区をどうよくしていこうかというようなところで、地域に目を向けて、そこにぜひ公民館、大人の方にも御協力をいただきながらということで、みんなで心をつなげて取り組んでいる、そういった取組も出ております。あと、もう少し努力していかなければならないかなと思いますのは、子どもたちが企画をしに関わるような部分、そして主体的に運営に関わるような部分をもう少し引き出せるような動きをしていくと、今、委員がおっしゃったような活動がもっと盛んになるのかなと、このように考えております。頑張っていきたいというふうに思います。

**○矢田貝委員長** ほかにございますでしょうか。

ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 1 時 2 7 分 休憩**

**午後 1 時 2 8 分 再開**

**○矢田貝委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

議案第 8 1 号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

東森市民課長。

**○東森市民課長** 議案第 8 1 号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

これは、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、令和 3 年 9 月 1 日からマイナンバーカードの発行主体が米子市から地方公共団体情報システム機構に移行したことにより、マイナンバーカードの再交付に係る手数料の徴収主体が機構となったため、再交付に係る市の手数料を廃止するものでございます。あわせて、令和 2 年 5 月にマイナンバーの通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に係る事務がなくなっていることにより、手数料を廃止するため、改正しようとするものでございます。説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** マイナンバーの発行の主体が替わったことによる変更というふうに今も伺いました。それで、料金もこれまでと変わらずであるということも伺いました。それで、市民の方が市の窓口に来て、前と変わらない料金を払われて申込みをされると、申請をされるということの動きは変わらないし、入った手数料は結局、市のほうへ入るのではなくて、そのまんまこの地方公共団体情報システム機構へ行くというふうに聞いてます。なんで、市民側の動きも市のほうも変わらないのかなとは思いますが、例えば領収書なんかはどうなんですか。市が受け取ったときは市の領収書だったと思うんですが、今度は地方公共団体情報システムに払うということになるわけですね。領収書はどうなるんですか。

**○矢田貝委員長** 東森市民課長。



**○東森市民課長** 手続に関しましては、これまでどおり頂きました手数料につきましては、預り金として歳入歳出外現金でございますが、市民の皆様にはレジを通してお支払いいただきますので、同じように米子市の領収書をお渡しいたします。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** システムの変更で、市民とか市の受付には変わりがないようには今、聞いてみますけれど、そもそもこの地方公共団体システム機構っていうのが、元は2021年、今年の8月31日までは地方公共団体が主体となって業務運営を行う法人である地方共同法人であったものが、今度9月1日からはデジタル庁の設置に伴って、国の関与が強化されるということで、国及び地方公共団体が共同で運営する法人になったというふうなことです。この法人については、デジタル庁ができたということについて、より国の管理が強化される、関与が強化されるっていう方向、マイナンバーだけではないですけど、そういう市民の情報を一ところで管理していく、その体制を強化していく流れの中の一つの動きとして、賛成できないというふうに私は思います。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、門脇委員、土光委員、戸田委員、前原委員、森谷委員〕

**○矢田貝委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号、米子水鳥公園ネイチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 議案第82号、米子水鳥公園ネイチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お配りしております1枚物の米子水鳥公園ネイチャーセンター条例の一部を改正する条例資料をお開きください。

本条例の改正内容は、ネイチャーセンターの11月から翌年3月までの平日の開館時間及び年間パスポート券の代金について、業務の効率化及び市民サービスの向上の観点から見直しを行おうとするものでございます。

まず1点目、冬季平日の開館時間の変更でございます。米子水鳥公園では、冬季においては朝8時頃、コハクチョウが餌場に移動しまして、夕方5時頃に帰ってくる状況がございます。これを踏まえまして、職員の勤務時間帯の集中を行うことにより、市民サービス

の向上及び業務効率化を図るという点で、ネイチャーセンターの冬季の平日開館時間を現在の8時半から30分変えまして、午前9時から、4月から10月までと同様とするものでございます。昨年度の試験実施におきましては、利用者の方からは苦情もなく、また混乱もございませんでした。開館時間変更につきましては、米子水鳥公園の活動を支援するボランティア団体の方からも賛同をいただいております。令和2年度、冬季の利用状況を参考として掲載をしておりますが、これは令和元年度の1日当たりの平日の利用状況とほぼ同様でございました。

2点目、年間パスポート券の代金の変更でございます。現条例上では、年間パスポートの金額が3,140円でございますが、市民サービスの向上を目的としまして、近隣、類似施設の年間パスポート券の代金を参考とし、平成18年度以降、年間パスポート券の代金を半額とする減額措置を実施しております。令和3年現在のパスポートの金額は1,570円としているところでございます。米子水鳥公園の自然環境教育施設としての性格に鑑み、また減額開始から15年を経過することから、今後も継続してパスポート券の代金の減額を行うこととし、このたび条例改正を行うこととしたものでございます。新料金は分かりやすい金額設定としまして1,500円といたします。なお、本施設は利用料金収入が指定管理者の収入となる利用料金制度でございますが、年間パスポートの販売は年度当初に購入されることが多くございます。また、金額変更による年間減収見込みは近年の年間販売実績数、3年平均で110件程度でございまして、110件と想定しますと、減額は7,700円が減額分になります。このため、収支における影響は小さいものと考えているところでございます。説明は以上です。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

**○土光委員** 2番の代金の変更に関してなのですが、この説明だと、今、条例上は代金は3,140円と定められているけれど、指定管理者の協議で、実際の運用は1,570円、今回は条例上、1,500円にするということなのですが、条例上、3,140円で、運用で1,570円、こういった運用は条例上できる、多分できるからやってるんだと思うけど、できる根拠は何なんですか。

**○矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 金額設定の根拠という御質問でございます。公の施設の管理については、適正な運営を担保するために、地方自治法により施設の利用料金や利用時間については御指摘のとおり条例の既定事項とされております。ただ、住民サービスの向上の理由から利用時間等を変更することは、指定管理者の制度の趣旨に沿うものであることから、条例改正によらず、市長が必要と認めることで対応は可能とされております。この施設でございますが、昨年度開館25周年を迎えまして、市民サービスの向上の視点から改めて市として施設の在り方を整理しまして、このたび条例も含めて改正を行うということにしたものでございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今の答弁で、利用料金、それから利用時間もですか、地方自治法は条例で定めることになっている、料金、時間、まずそういうことですか、そこの答弁の確認です。

○矢田貝委員長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 適切な運営を担保するために、地方自治法、条例で申し上げますと、第244条の2第4項でございますが、施設の利用料金や利用時間を条例での規定事項とされておりまして、これは公の施設の管理についての基準を定めたものということでございます。ただ、住民サービスの向上等の理由から、繰り返しになりますけれど、指定管理者制度を導入している施設でありますので、条例改正によらず、市長が必要と認めることでの対応は可能となっております。以上です。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 これも答弁の確認ですが、市長が必要と認める場合は、時間も料金も別途定めるといふか、そういうふうにできるという、時間、料金両方ともということなんですね。

○矢田貝委員長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 この内容につきましては、平成18年度以降、まずパスポートのほうですけれど、指定管理者との協議に基づきまして、近隣の状況も踏まえて変更をしております。そして、内容についてですけれど、十分な協議を重ねた上で、当時変更をしたものと認識しております。以上です。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 いや、変更の是非とかじゃなくて、条例上の手続として、条例上は利用時間、利用料金は、地方自治法は条例で定めることになっているという規定があるけれども、適切な管理のためにということで、市長が時間も料金も別途変更というか、別途定めることができるという、そういう規定なのですねと聞いてるんです。

○矢田貝委員長 永瀬市民生活部長。

○永瀬市民生活部長 これは水鳥公園ネイチャーセンターにかかわらず、指定管理者制度において、利用料金あるいは開館時間等につきましては、指定管理者と協定を締結いたしまして、指定管理者がこういった料金あるいはこういった開館時間でやりたいと、経営したいということの提案があって、それを市長が協定しておりますので、オーケーを出したそのときだけ条例で定めてある利用料金及び開館時間の範囲内でこれを認めると、そういった仕組みがこのネイチャーセンターにかかわらず、全国的な公の施設の指定管理者制度適用時の取扱いになっております。以上です。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 まず範囲内というのは、ただ、料金があればそれを下回るという意味ですね。そういった規定はこれは地方自治法に定められている、何に定められているんですか。

○矢田貝委員長 永瀬市民生活部長。

○永瀬市民生活部長 記憶がちょっと曖昧になって申し訳ないところがあるかもしれませんが、私の記憶では利用料金制度の部分は地方自治法にそういった旨がたしか記載されていたんじゃないかと思いますが、いずれにしても開館時間等も含めて、指定管理者と締結する協定、そこでもってそういった協議する旨を想定した規定を設けてる、そういった記憶をたしか持っておりますが、ちょっと正確じゃないところがあったら申し訳ありません。

○矢田貝委員長 ほかにございますか。

戸田委員。

○**戸田委員** 私も同じことを聞こうかなと思ったんですけど、指定管理者との協定書があるんでしょけれど、ただ30分繰り下げて9時から開館になると。そうすると、指定管理者の業務体系が変わってくるでしょうし、もう一つは指定管理者の委託料、これは変動がないのかなのか、その辺のところちょっと伺っておきたいと思います。

○**矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 指定管理料の変更についてでございますが、現在、開館時間がずれていることによりまして、職員はシフト制を取っております。ですので、早く来る職員は夕方早く帰りますので、夕方コハクチョウが帰ってくる時間帯は手薄になっている状況です。これを是正するものでありまして、お尋ねの指定管理料についてはシフトが動くということで、人件費への影響はないものでございます。以上です。

○**矢田貝委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私がお尋ねした半分は答弁されておられるだけで、もともとの指定管理のいわゆる指定管理者との協定書はどうであって、そこから変更があっただけと。それで業務体系が変わらないから、シフトは統一になるので、指定委託料も変わりませんよというような状況であればいいんですけど、もともとの契約が私たちがなかなか理解できない。もともとが8時半から5時半までだったのが、シフト変更によって9時に繰り下げたと、それも5時半だと。それがシフト変更によって淘汰的に業務ができておるので、業務体系も変わらずに指定管理委託料も変わらないというのではいいんですけど、ただ、30分も繰り下げておいて、業務の内容が変わった中で、指定管理の業務体系も変わってきておるのではないかなって、ただ単にそういうふうに私が疑義を生じておるわけですよ。その辺のところはどうなんですか。

○**矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 申し訳ありません、本日は指定管理に係る協定書に関する書類を持ってきておりませんので、正確な答弁ができないことは御容赦いただきたいと思います。指定管理者等でございますけれど、冬季の時間につきまして、30分ずらしますことで、夕方お客様が多い時間帯に丁寧な対応ができるということで、ずらすことによって、市民サービスの向上につながるものということで、指定管理者と昨年度、これは試験的な実行でございましたけれど、議会のほうにも御説明をいたしまして実行をしたものでございます。この試験の状況を踏まえまして、今年度は条例の改正もして、きちんと制度を整理をするということにしたものでございます。協定内容、申し訳ありません、今ちょっと持ってありません。

○**矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

○**永瀬市民生活部長** 少し補足をさせていただきます。協定を持ってきてないという、その通りだと思うんですが、協定の内容が一般的には、何人役をどのように配置するかってそういったことは記載されていたように思います。それで、今回の変更というのは、そのシフトの変更だけにとどまっておりますので、協定の変更は必要はないものかとは思っておりますけど、もう一度確認させてもらって、その変更が必要な記載があれば、協議をいたしまして、協定内容を変更したいと思っております。その確認は後日したいと思っております。

○**矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** まさにそのとおりで、最後に言おうと思ったんですけど、条例改正に当たって、指定管理の協定を結んでおられれば、当然、その内容は変わってくるのが示唆できるわけですよね。そのことを私、今、最後にそこを示唆しようかと思ったんですよ。そうしないと、条例が変わって、実質業務が変わってくる。単純に言えば10人おられて5人がシフトが変更になっとなって、30分実労の変更があれば、それだけの直接労働が短縮された場合には、指定管理委託料も安くなるのでないかというような考え方も生まれてくるということなんです。だからそこを十分に検討されて、条例改正とともに指定管理の内容も調整がどうなのかというのは、初めからきちっと精査されて、今日の本委員会に提出すべきだったと私は思いますよ。実労働は単純に私たちが代わるがな。じゃああなたたちはシフトは分かるとる、シフトで調整できるわというような説明の仕方でもなかなか私たちにはそれが理解できない。積み上げが何人おって、実労働が何人おって、それで積算で上がってくるもんなんですよ。多くは言いませんけれども、そういうふうな条例整備に当たっては、それに付随して何が動いてくるんだということは想定されて、事務を私はずかさどるべきだと思います。これは要望しておきます。

**○矢田貝委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号、米子水鳥公園ネイチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○矢田貝委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市民生活部から1件の報告を受けます。

ヌカカ発生抑制対策事業について、当局の説明を求めます。

藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** ヌカカ発生抑制対策事業について御報告いたします。

お配りしております委員会資料を御覧ください。これまで実施いたしました調査・研究結果を踏まえまして、平成31年度から令和3年度において、発生抑制対策に係るモデル事業を実施してまいりました。本日はモデル事業の実施結果及び令和4年度の事業案について御報告をいたします。

お手元の資料の1ページ目を御覧ください。1枚目上部にモデル事業を踏まえた今後の事業案の概要の記載をしております。3年間のモデル事業の検証結果を踏まえまして、令和4年度は発生抑制対策事業の補助対象地域をヌカカ被害が確認されている弓浜地区及びその隣接地区に拡大し、住宅地周辺の荒廃農地のうち、土地所有者等が行われます石灰散布費用等の助成を行います。また、発生抑制対策は複数年継続して実施することにより、

より効果が高まることから、事業期間は5年間とし、その効果を今後検証してまいります。事業実施に当たりましては、地元自治会の皆様の御協力をいただくために、丁寧な御説明が必要であると考えておりまして、今後、順次事業説明会を実施をする予定としております。

それでは、四角の下、1、モデル事業の3年間の実施結果について御報告いたします。これは平成31年度から彦名地区の自治会の皆様の御理解と御協力の下、石灰散布量や作業方法による駆除作業効果の検証を行ったものでございます。

1 ページ目の下に各年度で行いました補助単価等を記載しておりますが、年度ごとの金額が異なりますのは、米子高専に実施をしていただきました効果検証試験結果等を踏まえ、年度により石灰散布量を変更し、それにより補助単価を設定していることによるものでございます。

めくっていただいて、2 ページ目を御覧ください。3年間の実施状況でございます。農地利用状況調査結果による住宅地周辺の荒廃農地を選定いたしまして、自治会の意向を踏まえ、候補地を選定し、土地所有者の承諾が得られた土地について駆除作業を実施したものでございます。3年間載せておりますが、新型コロナウイルスの緊急事態宣言下であった令和2年度は実施面積がほかの年度より少ないものの、全体で住宅地周辺の荒廃農地のうち、約6割について作業実施に御協力をいただいております。金額、面積は表のとおりでございます。

次に、(3) 効果検証試験について御報告いたします。この補助事業の実施に合わせまして、米子高専に委託をし、駆除作業の前後において幼虫数を調査し、駆除作業ごとの効果、適正な石灰散布量の検証を行いました。主な検証結果としましては、継続実施により効果が高まること、また石灰散布のみで一定の効果が得られることなどの結果が得られております。

次に、3 ページを御覧ください。モデル事業におきまして実施しましたアンケートの調査結果でございます。3年間実施をしておりまして、それぞれ彦名地区の全世帯が令和元年度、2年度、3年度は実施していただいたところを含めまして、各自治会にアンケートを実施しております。令和3年度の調査結果につきましては、記載のとおりでございますが、主な意見を記載しておりますが、アンケート調査の結果では、この対策事業により効果を感じた方が多く、また複数年継続実施をされた自治会ではより効果を実感されていること、そして調査を実施いたしました彦名地区の全自治会において、事業の継続的な実施を求められていらっしゃる御意見をいただいているところです。

次に、4 ページを御覧ください。以上の3年度までのモデル事業の検証結果を踏まえた令和4年度の事業（案）について御説明いたします。

まず、(1) の発生抑制対策費用補助事業でございます。令和4年度からは駆除作業に係る補助対象地区をヌカカの発生及び被害が確認されている弓浜地区全域及びその隣接区域に拡大をする予定で検討を進めております。補助対象の土地につきましては、モデル事業と同様、対象地区の住宅地周辺の荒廃農地のうち、地元自治会の意向により、発生抑制対策の必要性と実施可能性を考慮をして選定を行い、地権者の承諾が得られた土地とする予定でございます。

現段階の実施見込み面積でございますが、モデル事業の実施面積割合6割を踏まえまし

て、住宅地周辺の荒廃農地の6割程度について実施を御協力いただけると仮定した場合、参考の③にありますけれど、約24万平方メートルの面積を想定をしております。補助対象とします駆除作業、補助単価は今年度、令和3年度のモデル事業と同様の内容を考えておまして、10平方メートル当たりで石灰散布のみを実施される場合は100円、石灰散布に伴い、除草耕うんを実施される場合は200円を助成する予定と考えております。仮に住宅地周辺の荒廃農地の6割程度の面積について対策を実施していただくと想定をいたしますと、事業費は諸経費を含めまして、およそ450万円程度となるものと見込んでいるところでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。今後のスケジュールでございます。本事業の実施に当たりましては、対象地区の皆様への御理解と御協力をいただくことが非常に重要な事業でございますので、丁寧な説明に努めていく必要があると考えております。つきましては、本委員会での報告後、今後公民館単位での事業説明会を行いまして、住宅地周辺に荒廃農地がある対象地区の皆様に対して御説明を行い、御協力をお願いし、その後、令和4年、来年4月の事業実施に向けて対象土地の選定、土地所有者の意向確認等の準備作業を順次実施をし、令和4年3月定例会におきまして、この関連予算について上程を行い、4月からの事業実施を行いたいと考えております。また、来年の事業実施前には、対象地区におきまして、当該事業内容に関するチラシの配布を予定をしております。

次に、発生抑制対策に係る調査・研究事業でございますが、引き続き、米子高専に委託を行いまして、ヌカカの育成状況を調査し、効率的な発生抑制対策等の検討に活用していく考えでございます。

最後、3、その他でございます。これらの事業に併せまして、引き続き被害予防の周知啓発に努めるほか、農業施策による荒廃農地対策との連携を図ることとしております。御説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

門脇委員。

**○門脇委員** まず初めに、4ページの2、令和4年度事業（案）についてのところでちょっと確認したいことがございまして、ウの参考のところの補助対象地区における荒廃農地の総面積278万7,818平方メートル、これはどこから出た数字かちょっと教えていただけますでしょうか。

**○矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 補助対象地区における荒廃農地の総面積について、先ほどの調査結果を基に、まず全体の面積を出したものでございます。

**○矢田貝委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** ということは、これは農林課さんとか、農業委員会さんとは関係なくということですね。それで、本議会でも質問しましたが、一応、米子市では令和3年度当初の荒廃農地っていうのは、89ヘクタールっていう答弁をいただいております、これ多分、ここ記載してあるのは278ヘクタールといいますかね、じゃないかと思うんですよね、この平方メートルで書いてありますけど。ヘクタールに直すと278ヘクタールで、ちょっと間違いはないでしょうか。

○矢田貝委員長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 面積、1万平方メートルが1ヘクタールでございますが、ここに上げております面積は、先ほど委員御指摘のとおり、農林部局から調査結果としていただいたものでございまして、現在考えております弓浜地区全域及びその周辺地区の荒廃農地の面積ということで、具体的には和田、大篠津、大崎、葭津、夜見、彦名、それから三柳、加茂、それから安倍、富益の荒廃農地の面積でございます。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 じゃあ、これ後から確認していただければいいんですけども、多分、荒廃農地っていう定義が今おっしゃると、それから我々が農林課さんのほうから答弁いただいている分とはちょっと定義が違うんじゃないかと思うんですね。じゃないと、米子市全体で89ヘクタールなのに、弓浜部周辺合わせて278ヘクタールっていうのはおかしいので、この辺のところをちょっと後で確認していただきたいと思いますが。

○矢田貝委員長 大峯環境政策課環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 農地利用状況調査によりまして、荒廃農地が2段階に区別されておまして、農業委員会さんでおっしゃられているのは、恐らく農地として利用が可能なレベルの荒廃農地、遊休農地のことを指しているのだと思ひまして、こちらは利用が困難な農地についても全て含めた数字になっております。以上です。

○矢田貝委員長 門脇委員。

○門脇委員 分かりました。じゃあ、これは農林課さんのほうに確認してた数字でこういうことで間違いありませんね。じゃあちょっと非常にショックが大きいですけど、一応議会のほうでいろいろ聞きながら答弁もらって、ああ、こんだけだったんだなと思ってたんですけど、そういう段階で荒廃農地が2段階っていいですかね、ある中で全体で278ヘクタールあるってことでこれは間違いないですね。分かりました。

それじゃあ、続きましては、その下のキのところなんですけども、実施期間についてですけど、4月1日から5月31日になってますけども、これ大体、弓浜地区では大体、米川に水が4月1日から潤沢に流れてきて、用水路に流れるもんですから、3月末の日曜日に川さらいだとか、町内の清掃だとかで、自治会の人が一掃に出てきて掃除するんですよ、大体。なので、多分これ自治会さんとしては、弓浜地区の方は3月の末にやりたいなって思われるところが多いんじゃないかと思ひまして、これって4月1日からになってますけど、その辺は臨機応変に対処していただけるものなのかというのと、あと、補助申請期間は5月20日までってなってますけど、実施期間が5月31日で、申請期間が5月20日っていうのは、これ20日以降にやられる方は、想定をして申請するってことになるんでしょうか、その2点をお願いします。

○矢田貝委員長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 実施時期についてのお尋ねでございます。まず、この4月1日から5月31日を想定いたしましたのが、令和4年度の予算で、かつ成虫の発生前の期間ということで想定をしたものでございます。実施をしていただくのに3月末という御意見については、現在のところ、まだ環境政策課のほうにはいただいていないところでございます。今後、地元での説明会を実施をしていきますが、その辺りは加味して、今後検討をしたいと考えております。現時点では4年度の実施事業としての案を作成



をしたものでございます。

それから、補助申請期間でございますけれど、実施前の写真を撮っていただき、その後、実施後の写真をまた撮っていただくということがありまして、補助の申請としましては、実施期間を今の案で5月31日にしておりますので、事前に申請をいただいて、書類等の確認をさせていただくということから、20日を現在の案では想定をしているところです。来年度からの地域が大変広がりますので、今まで彦名地区は3年間ということで、3年間連続でしていただけたところが多くございましたので、事業の内容にも慣れておられたところが多かったと認識をしております。今後、来年度からは地域が広がりますので、その辺りも皆様の御意見を踏まえながら、地域の御協力あってこそその事業ですので、申請がしやすく、また実施がしやすい事業の手法について、いただいた御意見を基に検討を重ねてまいりたいと考えております。

**○矢田貝委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** その辺り、臨機応変に対処していただきたいと思っております。

あと、事業のことですけど、今、約5年程度、きちんと効果が現れるのに5年という期間を話されたと思うんですけど、彦名地区に関しては、今後はどういうふうにされる予定なのか教えてください。

**○矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 彦名地区につきましてのお尋ねでございますが、4年度からの事業は弓浜地区全域となりますので、現在モデル事業で実施をしております彦名のほうも対象地区に入ってまいります。米子高専のほうで効果検証事業を御協力いただくこととしておりますので、例えば大篠津町のほうで実施されると初年度になります。彦名地区で継続して実施されているところになると、4年度になりますので、その辺りも含めて今後の検証につなげていきたいと考えております。

**○矢田貝委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** それじゃあ、例えば彦名だとあと2年すれば5年になりますけども、それで終わるってということではなくて、またいろいろ検証を重ねながらその先はそこからまた決めていくということになるってことですね。

じゃあ次、地元自治会への説明についてですけども、これは5ページになりますけど、スケジュール案が書いてありますけど、今、彦名のほうで自治会を中心に作業をされておったわけですけども、周辺の皆さんってというのは、その又カカ対策、この事業をずっと見ておられまして、やっぱり次、来年から近隣の地区にも来るってということで、非常に小・中学校、保育園、PTAの方、保護者会の方、各グラウンドでなかなか体育の授業ができなかったりとか、それからスポーツ少年団、特にサッカーだとか野球だとか、そういう練習に差し支えが出たりとか、この又カカ被害ですね、そういうことがあって、ぜひこういう事業が来たら、やっぱり率先してこの事業に参加したいっていう方が結構いらっしゃいますので、ぜひこの自治会への説明のときに私、崎津ですけども、崎津でしたら公民館運営協議会っていうのがあって、自治会の役員のほかにPTA会長さんとか、保護者会長さん、消防団長さん、交通安全協会会長さんとか、そういうその地区のいろんな役をしてられる方が入っておりますので、そういう方も呼びかけをしていただきまして、できたら説明会していただきたいなと思っております。これは要望しておきますので、一度考

えてみてください。以上です。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** 門脇委員からも話があったんですが、対象の荒廃農地についてお伺いしたいんですけども、これは土地所有者の意向確認っていうことが入って、重要なことなんですけども、非常に今、問題、弓浜の問題になってるのが県外地主、相続によって細かく分かれてしまった所有者、またきちっと相続できてない所有者がいて、誰の土地か不明確であるっていうのがあるんです。この辺に関しては、自治会ではどうしようもない部分がありますけども、実はこういうところってかなり荒廃になっておりまして、耕作もされてないような状況なんですけども、多分ここ結構、ヌカカの生息地帯になってるんじゃないかなと思うんですけども、ここをどう手をつけていくのかなっていうのが少し疑問なんですけども、この県外地主の対応はどうされますか。

**○矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** まずは、今回、ヌカカの主な発生源であるということで、住宅地周辺の荒廃農地に対する対策を検討するものでございますが、荒廃農地も含めて、土地は個人の財産でございますので、本来は土地の所有者の方が管理をするものというのが大原則になるところでございます。ですが、なかなか対策が難しい方もあるということで、今回、自治会の御協力をいただいて、この助成事業を行うということでございまして、市のほうでまずは所有者の方に実施は難しいでしょうか、実施が難しくなったら、土地の作業の承諾をいただけますでしょうかということ、土地の所有者を市のほうで通知を送ります。共有の場合は、代表者の方に対して送るということで、対応を予定しております。ただ、所有の方が全く分からないというのは、ちょっと今まだ検討を重ねているところでありまして、現段階では土地の所有者の方にお問い合わせしながら、そして承諾をいただくということで、一覧表を作り、検討を重ねているところでございます。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** 分かりました。すごく難しい問題で、多分これは荒廃農地の対策をやっていく中で、ここではなくてやっぱり農林のほうでしっかりやっていかなきゃいけないところなんだと思うんですけども、もう一つ教えていただきたいのは、高専による調査なんですけども、幼虫生息状況調査に関してですけども、これは何か所でされるのか、例えば彦名では先行してやってるわけだから幼虫は少なくなってるんだろうとは思いますが、ほかの地域でもやらなければ、どこが減ってるのかっていうのは分からないと思うんですけども、それと同じように、成虫生息調査に関しても、どのように考えているのか、1か所でしかやらないのか、はたまた各自治会出ますけども、どこかサンプル的にやっていくのか、その考え方をちょっと教えてください。

**○矢田貝委員長** 大峯環境政策課環境保全担当課長補佐。

**○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐** 効果検証試験についてのお尋ねでございますが、まず幼虫生息状況調査につきましては、モデル事業の中で、石灰の効果、それから除草、耕うんの効果、それから継続性の効果、その辺りを状況を把握するために行いました。今後は土地の状況によっての違い、例えば水分量であったり、有機物含量であったり、もともとが水田であったり、畑であったり、そういった土地の状況の違いを把握することによって、その結果を今後、実践する中で治験として生かしていきたいと考えてます。成虫

の状況調査につきましては、従来行っております彦名での1地点をモニター地点として、そこで継続的に経年変化を比較することができるように事業実施期間内に行っていきたいと考えてます。以上です。

○矢田貝委員長 前原委員。

○前原委員 幼虫生息調査は分かったんですけど、成虫に関しては、以前は何か所かで、夜見のほうでもやってたような気がするし、彦名でもやったし、たしか大篠津のほうでもされてたんじゃないかなと思うんですけども、なぜこれ彦名1か所でやるという、ちょっと意味がよく分かんないんですけども、この事業の効果を検証するならば、複数の場所でやらなければ意味がないと思うんですけども、そこはどうでしょうか。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 成虫状況調査、他地点で実施することについてでございますけども、今までの複数地点での調査は地域性を見ることでございました。地域性、まず彦名地区を中心に発生状況が多いというところを把握しましたので、その後は発生状況がどの地点でも大体ピークとか、発生の始まりとか大体似通っておりますので、発生地点は1地点に絞って、時期的なところの把握をするために行うようにしております。成虫の発生状況ですと、この土地から発生しているというのが確定ができませんもので、その土地から発生しているというのを確認するためには、やはり幼虫の生息状況調査が必要かなと思っておりますので、今後、まだ地点は決めておりませんが、彦名地区以外の地点で、その土地の状況の違いと併せまして、幼虫の状況調査をしていきたいと考えております。以上です。

○矢田貝委員長 前原委員。

○前原委員 僕は成虫のほうの生息状況調査のほうが必要なような気がして仕方がないんですけども、確かに彦名が多いというのは、以前の調査で分かったということなんですけども、ヌカカの生態的に言えば、飛行距離って極めて、体も小さいですから、飛行距離はないはずですよ。そんなになんかと思うんですけども、それをあえて彦名で1か所でしていくっていうのは、ちょっと意味がよく分かりません。やはり例えば内浜、外浜の2か所でやっていくっていうのが、科学的にどう考えても必要なんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考え方に関して今言ってもしょうがないので、今後、よく検討されて、また各個質問でやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○矢田貝委員長 ほかにございますか。

石橋委員。

○石橋委員 ちょっと単純なところからお伺いします。1ページ目の一番下の表なんですけど、補助単価の問題ですが、0.7キログラム石灰散布したときと、1キロと、また0.7に3年度は返ってまして、その量で違うのかなというふうには見たんですが、31年度は260円というのが石灰散布及び耕うんに充てられてますけども、3年度の場合、そこは200円なんですけど、何でそれ減ってるんでしょうか。来年度も200円になってますよね、そのことを。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 駆除作業の石灰散布量及び補助単価についてのお尋ねでございますが、補助単価につきましては、算定の仕方を変えておりますために、

年度によって変更がありました。その中で、高専の効果検証試験の中でも、石灰散布だけでも一定の効果があるという結果が得られたもので、当初は石灰散布に絞ることを考えておりましたが、石灰散布をするためには除草や耕うんがやむを得ず必要な場合があるということで、補足的に補助メニューに入れまして、その際に算定基準を変えております。石灰散布量が0.7、1キロ、0.7と変わっているところにつきましては、令和2年度の効果検証試験の中で、0.7キロと1キロでは効果の差が見られませんでしたので、標準的な使い方である0.7キロに戻したところでございます。

**○矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 補足でございますが、まず散布量につきましては、高専の効果検証試験の中で、様々な量で効果があるかを検証を行っておりまして、令和元年度、2年度につきましては、それらの状況も見ながら、一度1キログラムに令和2年度は上げたものでございますが、2年度の効果の検証結果を踏まえまして、令和3年度は0.7キログラムでも十分に効果があるということで、1キロの場合と差があまり見られませんでしたので、0.7キログラムにしたものでございます。

また、作業に係る除草、耕うんのところの単価の違いについてでございますが、こちらにつきましては、軽作業に係る時間の単価ということで、何分ぐらいかかるかということ想定をいたしまして、初年度、令和元年度につきましては、時間があまり想定ができなかったもの、それから2年度につきましては、量が1キロになりましたので、これに係る作業量といえますか、量が増えていきますと時間も増えるのではということで、それぞれの単価について見直しを行いました。再度、令和3年度につきましては、0.7キログラムの作業の場合ということで、軽作業の場合の、すみません、今資料を持ってきておりませんが、何分程度かということ想定をいたしまして、それぞれの単価を設定をしたというものでございます。実費相当についてという考え方で金額の設定をしております。以上でございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** しつこいようですが、31年度は260円という計算したのは、ちょっとそれはそこまで要らなかった、200円でよかったんじゃないかということなんですか、計算し直しで。

**○矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** モデル事業の間でございますので、令和元年度、2年度の状況を見まして、3年度の時間あるいは金額を想定し、これを基にモデル事業を実施を行ったということでございます。御指摘のとおりでございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 軽作業って今、言われたと思うんですけど、「けい」というのは、軽いという意味で、軽作業、はい。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 彦名で実際に3年間やってきた人にも伺ったんですけども、耕運機があつて、そして粉碎機ですか、そういうのもあつて、されたらそんなに大変じゃないかもしれないんですけど、手でこうやる、草刈り機でやると、とっても軽作業ということにはならないんですね。本当大変で、それこそ一つの地域に半日ずつ2回やってやっというふうには

聞いてますし、連合会長さんなんかも本当に手でやった人は2時間で音上げたわっていうふうにおっしゃってましたが、それはとっても重たい作業だと思います。そのところを見込んでというか、考えていかないと、もともとなかなか荒廃農地ができるっていうのは手が足りてないということで、それを地域の力で1人の土地の持ち主だけでやるんでないので、何とかやれてるんだと思うんですけど、本当にそれは大変で、これをまた続けていくのかという辺では、ややちょっとしんど過ぎるわっていう声も聞いております。そのところは私、この間の質問で、手作業ではなしに、それこそ乗って、人が操作する耕運機とかそういうものでなければなかなか大変だというふうなことも言いましたし、地域によってもいろいろその辺の体制は違うかと思えます。自治会に任せられて、自治会が全部いい具合にいけるのかという辺は大変疑問があります。説明会でその辺のところをよく土地の人と相談しなければいけないんだと思うんですけど、もっとその辺の重機をどうするんだという辺から相談に乗りながらではないと、なかなか大変な地域もあると思うんですけど、いかがでしょうか。

○矢田貝委員長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 農機具購入関係、農機具を使うことへの助成ということについては、本会議でも御質問をいただいたところでございます。重ねての御答弁になりますが、効果検証試験では、ヌカカ発生抑制対策、土壌の改良ということで、石灰散布のみで効果があるという結果が得られております。ただ、石灰をまくのに当たりまして、効率的な処方というのは必要でありまして、これに併せて除草、耕うんをされる場合の労務費の相当につきまして、補助対象の経費としております。来年度もこのような補助の事業を継続したいと現時点で考えているところでございます。

また、ヌカカの発生ということで、まずは土地の所有者の方にヌカカ発生に限らず、土地の適正管理というのはお願いをしたいところでございまして、現在も市報等で土地の適正管理についての広報は行っておりますけれど、重ねて適正な管理についての周知、啓発は行ってまいりたいと思えます。

そして、この事業ですけれど、適正な管理が追いつかずにヌカカ被害が実際のところ拡大している現状がございまして、市として発生抑制対策というのは何かしなければならぬ、生活環境保全の観点からは非常に重要でございまして、これに当たるものとして、自治会の皆様が御協力いただき、実施していただく事業を市が助成をするという事業を検討しているものでございます。3年間モデル事業を行いまして、検証結果が出ておりますので、来年度はまずは御協力いただきながら、弓浜地区全体に広げていきまして、この事業を検証をしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○矢田貝委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と声あり〕

○矢田貝委員長 本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時34分 再開

○矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

民生教育委員会の所管事務に係る調査研究についてを議題といたします。

本件につきましては、8月の閉会中の委員会において、伊藤委員から民生教育委員会に係る調査等の御提案をいただき、委員の皆様にもこのまま進めていくことの御了解をいただきました。本日はその内容について御提案をさせていただきたいと思っております。

調査内容についてでございますけれども、こども総本部の取組について、来年、令和4年の1月頃というふうに考えております。そして、重層的支援体制にかかる先進的取組の調査につきまして、1点目として、居場所の提供・相談支援について、そして2点目に障がい児・者への支援について、この2点について11月の中旬から中旬にかけて、お相手様の日程も調整をさせていただきながら進めたいと思っております。委員の皆様のお意見、質問等はありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** ありがとうございます。

それでは、取りかからせていただきまして、次回の委員会までに具体的に調整を図らせていただき、協議を皆様にさせていただきたいと思っております。

以上で、民生教育委員会を閉会いたします。

**午後2時35分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 矢田貝 香 織